

2023年10月1日

吸収合併に係る事後開示書類

東京都八王子市石川町2951番地

オリンパス株式会社

代表執行役 シュテファン・カウフマ



当社およびオリンパスデジタルシステムデザイン株式会社（以下、「ODS」）は、2023年6月16日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ODSを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」）を行いました。会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日
2023年10月1日

2. ODSにおける法定手続の経過

- (1) 株主の差止請求（会社法第784条の2）

ODSは当社の完全子会社であったため、本手続について該当事項はありません。

- (2) 反対株主の株式買収請求（会社法第785条）

ODSは当社の完全子会社であったため、本手続について該当事項はありません。

- (3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

ODSは、会社法第787条第1項第1号に該当する新株予約権を発行していなかったため、本手続について該当事項はありません。

- (4) 債権者の異議（会社法第789条）

ODSは、会社法第789条第2項の規定により、2023年8月17日付の官報において債権者に対する公告を行い、また、2023年8月15日付で知れている債権者に対して個別催告を行いました。同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求について（会社法第796条の2）

本件吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、本手続について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本件吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、本手続について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定により、2023年8月17日付の官報および電子公告において、債権者に対する異議申述の公告を行いました。同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収合併により当社がODSから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併契約書の定めに従い、ODSの権利義務の一切を承継しました。

5. ODSが備え置いた書面に記載された事項（会社法第782条第1項）

別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併の変更を登記した日

2023年10月2日に本件吸収合併に関する変更登記申請を行う予定です。

7. その他本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2023年8月17日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都立川市曙町二丁目20番5号
オリンパスデジタルシステムデザイン株式会社
代表取締役 齊藤 光彦

当社は、2023年10月1日を効力発生日として、オリンパス株式会社（以下、「OT」）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」）を行うこととしました。会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社であるOTは、当社の全株式を所有しているため、本件吸収合併に際して、株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社であるOTの最終事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

なお、OTにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象については、以下のとおりです。

(1) 科学事業の譲渡

OTは、2023年4月3日付で、同日時点でOTの完全子会社であった株式会社エビデントの全株式を株式会社BCJ-66へ譲渡しました。

(2) 子会社株式の譲渡

OTは、2023年4月3日付で、同日時点でOTの完全子会社であったティーメデックス株式会社の全株式をOTの完全会社であるオリンパスマーケティング株式会社へ譲渡しました。

(3) 自己株式の取得および消却

OTは、2023年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得枠の設定および自己株式の消却を決議しました。

①自己株式取得に係る事項の内容

- ・取得対象株式の種類 OT 普通株式
- ・取得し得る株式の総数 55,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合
4.39%）
- ・株式の取得価額の総額 1,000億円（上限）

- ・取得期間 2023年5月15日～2024年1月31日
- ・取得方法 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

②自己株式消却に係る事項の内容

- ・消却対象株式の種類 OT 普通株式
- ・消却する株式の総数 上記①により取得した自己株式の全株式数
- ・消却予定日 2024年2月29日

4. 当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 本件吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併存続会社であるOTの2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は9,736億円、負債の額は5,553億円、当社の同日現在の貸借対照表における資産の額は4億円、負債の額は1億円です。本件吸収分割の効力発生日以後におけるOTの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件吸収合併の効力発生日以後のOTの事業活動において、負担する債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生は、現在のところ認識または予測されていません。

したがって、効力発生日以後のOTの債務については、履行の見込みがあるものと判断しています。

以 上



吸収合併契約書

オリンパス株式会社（以下、「甲」という）とオリンパスデジタルシステムデザイン株式会社（以下、「乙」という）とは、両社の合併に関して、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（吸収合併）

- 第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下、「本合併」という）し、甲が乙の権利義務の一切を承継する。
- 2 本合併に関わる吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、以下のとおりである。
- （1）吸収合併存続会社
商号 オリンパス株式会社
住所 東京都八王子市石川町2951番地
 - （2）吸収合併消滅会社
商号 オリンパスデジタルシステムデザイン株式会社
住所 東京都立川市曙町二丁目20番5号

（効力発生日）

- 第2条 本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という）は、2023年10月1日とする。ただし、本合併の手の続の進行等に応じて必要があるときは、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

（本合併に際して交付する金銭等）

- 第3条 乙の発行済株式の全部を甲が有しているため、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

（甲の資本金および準備金の額）

- 第4条 本合併により甲の資本金および準備金は増加しない。

（合併承認株主総会）

- 第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

(善管注意義務)

第6条 甲および乙は、本契約の締結後、効力発生日に至るまでの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

(従業員の処遇)

第7条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を全員引継ぐ。なお、当該従業員の処遇については、甲および乙が協議の上、これを定める。

(本契約の変更等)

第8条 本契約の締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の資産状態もしくは経営状態に重要な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲および乙は協議し合意の上、本契約の内容を変更し、または解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、効力発生日までに、本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の主旨に従い、甲および乙が協議の上、決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその正本を保有する。

2023年6月16日

東京都八王子市石川町2951番地

甲 オリnpas株式会社

代表執行役 シュテファン・カウフマン



東京都立川市曙町二丁目20番5号

乙 オリnpasデジタルシステムデザイン株式会社

代表取締役 斉藤 光彦



2023年3月期 事業報告

〔 2022年4月 1日から
2023年3月31日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社役員に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 会社の体制および方針

オリンパス株式会社

東京都八王子市石川町2951番地

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期の経営成績

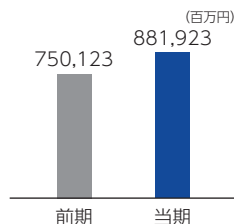
■業績全般に関する分析

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の大流行の影響による厳しい状況から経済活動が回復する中で、持ち直しの動きが継続しました。一方、世界的な金融引き締めは、景気下振れのリスクとなっています。また、中国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ウクライナにおける戦争および世界的なインフレーション等の影響により、原材料価格の上昇、サプライチェーンの制約、半導体およびその他の部品不足が発生しました。わが国経済においても、経済活動が回復する中、景気は緩やかに持ち直している一方、為替の変動に加えて、世界経済と同様に原材料価格の上昇、サプライチェーンの制約、半導体およびその他の部品不足が発生しました。

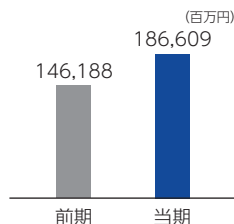
このような環境の中、当社グループは、真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍を目指し、内視鏡事業および治療機器事業を中心とした医療分野に経営資源を投入することで、持続的な成長を実現するための経営基盤の強化に努めました。その一環として、当社は、吸収分割により当社の科学事業を承継した当社の完全子会社である株式会社エビデントの全株式を譲渡する契約を締結しました。なお、当社は、当該契約に基づき、2023年4月3日に本株式の譲渡を完了しました。

■業績の状況

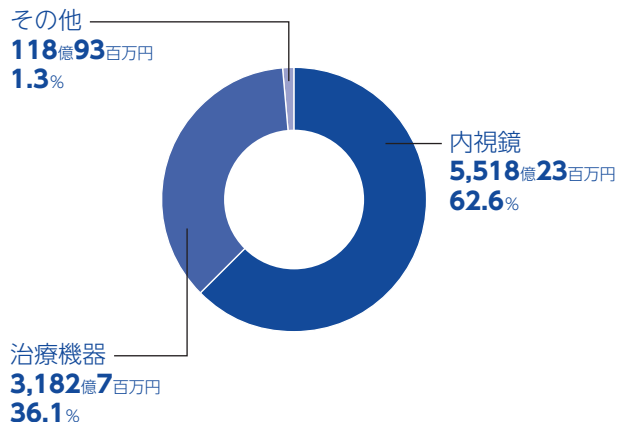
売上高



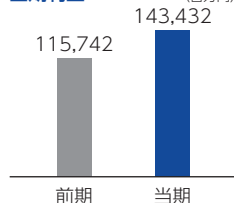
営業利益



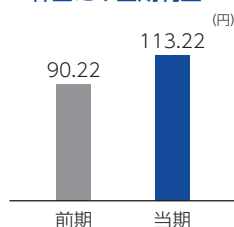
事業別売上高 構成比



親会社の所有者に帰属する 当期利益



1株当たり当期利益



- (注) 1. この事業報告において、百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。
2. 当社は、国際会計基準 (IFRS) を適用しています。
3. 当期において、科学事業を非継続事業に分類しています。これにより、売上高および営業利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。なお、前期についても同様に組み替えて表示しています。

研究開発費および設備投資

当期においては、当社グループ全体で768億66百万円の研究開発費を投じるとともに、720億23百万円の設備投資を実施しました。

為替影響

為替相場は前期に対して、対米ドル、ユーロおよび人民元は円安で推移しました。期中の平均為替レートは、1米ドル＝135.47円(前期は112.38円)、1ユーロ＝140.97円(前期は130.56円)、1人民元＝19.75円(前期は17.51円)となり、売上高では前期比で983億81百万円の増収要因、営業利益では前期比で443億45百万円の増益要因となりました。

なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期比4.5%の増収、連結営業利益は前期比2.7%の減益となります。

2. 事業別の状況

内視鏡



売上高 **5,518億23百万円** (前期比19.6%増)

主要製品および事業内容 消化器内視鏡および外科手術用内視鏡の製造販売、消化器内視鏡および外科内視鏡の一般修理・サービス契約

内視鏡事業の連結売上高は、5,518億23百万円（前期比19.6%増）、営業利益は1,527億69百万円（前期比14.7%増）となりました。

消化器内視鏡分野では、上海をはじめとする各都市でのロックダウンの影響を受けていた中国において売上が回復し、また北米や欧州においても売上が増加した結果、すべての地域で前期比プラス成長となりました。製品別では、消化器内視鏡システム「EVIS X1（イーヴィス・エックスワン）」シリーズの販売が好調に推移していることに加え、一世代前の上部消化管ビデオスコープや大腸ビデオスコープに対するニーズも底堅く、増収に寄与しました。なお、全体の売上に占める「EVIS X1」シリーズの割合は徐々に上昇しています。

外科内視鏡分野では、外科内視鏡システム「VISERA ELITEⅢ（ビセラ・エリート・スリー）」を発売したアジア・オセアニアや、外科内視鏡システム「VISERA ELITEⅡ（ビセラ・エリート・ツー）」と硬性鏡および外科用ビデオスコープの組み合わせでの販売が堅調に推移した北米における売上が寄与し、前期比プラス成長となりました。

医療サービス分野では、保守サービスを含む既存のサービス契約による安定的な売上に加えて、新規契約の増加もあり、全ての地域で前期比プラス成長となりました。

内視鏡事業の営業損益は、増益となりました。当期は、「EVIS X1」をはじめとした製品の販売等の費用や、品質保証および法規制対応等における事業運営基盤強化に係る費用等が増加した一方、増収による売上利益の増加に加えて、前期に計上した開発資産に係る減損損失約16億円の影響がなくなりました。また、2020年3月期に計上した十二指腸内視鏡の市場対応に係る引当金について、当初の想定よりも必要と認められる費用が減少し、一部引当額の取り崩しを行ったことから、売上原価の減額約42億円の影響がなくなりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比6.0%の増収、営業利益は前期比11.8%の減益となります。

治療機器



売上高 **3,182億7百万円**（前期比15.5%増）

主要製品および事業内容 消化器科関連処置具、呼吸器科製品、泌尿器科および婦人科製品、呼吸器科製品の製造販売

治療機器事業の連結売上高は、3,182億7百万円（前期比15.5%増）、営業利益は636億92百万円（前期比4.7%増）となりました。

消化器科（処置具）分野では、症例数が増加している北米や欧州で好調に推移し、プラス成長となりました。膵管や胆管などの内視鏡診断および治療に使用するERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影術）用の製品群や、スクリーニング検査における組織採取に用いられる生検鉗子等のサンプリングの製品群で売上が増加しました。

泌尿器科分野では、症例数の回復が進み、北米と欧州を中心に好調に推移しました。BPH（前立腺肥大症）用の切除用電極と尿路結石用破碎装置「SOLTIVE SuperPulsed Laser System（ソルティブ スーパーパルスド レーザー システム）」の販売が順調に拡大しました。なお、当期より、治療機器事業のその他の治療領域に分類していた婦人科製品については、治療機器事業の泌尿器科に含めています。

呼吸器科分野では、北米と中国を中心にプラス成長となりました。EBUS-TBNA（超音波気管支鏡ガイド下針生検）で主に使われる処置具が好調に推移しました。

その他の治療領域では、エネルギーデバイスを中心に売上が増加しました。特に「POWERSEAL（パワーシール）」の売上が寄与しました。

治療機器事業の営業損益は、増益となりました。当期は、品質保証および法規制対応等の費用が発生したことに加え、事業活動の回復に伴い販売等の費用が増加した一方、前期にその他の収益として計上したMedi-Tate Ltd.（イスラエル）の段階取得に係る差益約28億円の影響がなくなりました。また、2021年3月期に計上した気管支鏡の自主回収に係る引当金について、当初の想定よりも必要と認められる費用が減少し、一部引当額の取り崩しを行ったことから、売上原価の減額約27億円の影響がなくなりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比2.7%の増収、営業利益は前期比13.8%の減益となります。

その他

売上高 **118億93百万円**（前期比8.4%減）

主要製品および事業内容 生体材料および整形外科用器具等の開発・製造・販売、新規事業の研究開発ほか

その他事業の連結売上高は、118億93百万円（前期比8.4%減）、営業損失は9億14百万円（前期は20億18百万円の営業損失）となりました。

売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきたことにより、FH ORTHO SAS（フランス）の売上が増加しましたが、動物市場向けの医療機器の販売を終了したことにより、減収となりました。その他事業の営業損益は、減収となったものの、前期に計上していた株式会社AVS（動物市場向けの医療機器の販売を行っていた当社の子会社）の清算に伴う費用がなくなったこと等の要因により、改善しました。

3. 財産および損益の状況の推移

		IFRS			
		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	(百万円)	755,231	730,544	750,123	881,923
営業利益	(百万円)	92,200	81,985	146,188	186,609
税引前利益	(百万円)	86,617	76,810	141,701	182,294
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	51,670	12,918	115,742	143,432
資産合計	(百万円)	1,015,663	1,183,453	1,357,999	1,508,308
資本合計	(百万円)	371,958	395,480	511,362	641,234
基本的1株当たり当期利益	(円)	39.37	10.05	90.22	113.22
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	288.39	306.72	400.75	510.62

- (注) 1. 当期の業績については、前記「**■企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果**」に記載しています。
2. 当期において、科学事業を非継続事業に分類しています。これにより、売上高、営業利益、税引前利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。なお、前期についても同様に組み替えて表示しています。

4. 資金調達および設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は、720億23百万円です。主なものは、働き方改革推進のためのオフィス設備・レイアウトの再編、内視鏡事業および治療機器事業における研究開発資産、生産・修理拠点の再編、デモ用備品、レンタル備品ならびに生産設備です。なお、設備投資の金額には、IFRS第16号「リース」適用下における新規リース契約に伴う使用权資産の増加分104億52百万円を含んでいます。また、経営資源最適化の観点から保有資産の見直しを行い、所有する土地（東京都渋谷区）を譲渡しました。本譲渡による譲渡益は、約164億円です。

5. 重要な企業再編等の状況

- 当社は、2022年4月1日付で、当社の科学事業に関する権利義務を、当社が新たに設立した完全子会社である株式会社エビデントに承継させる吸収分割を行いました。
- 当社は、2022年4月1日付で、当社の完全子会社であるオリンパスロジテックス株式会社を吸収合併しました。
- 当社は、2022年12月19日（西ヨーロッパ時間）付で、Odin Medical Ltd.（英国）の発行済株式の全てを、当社の連結子会社であるKeymed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.（英国）を通じて取得し、完全子会社としました。
- 当社は、2023年2月24日付で、Taewoong Medical Co., Ltd.（韓国）の株式を取得する契約を締結しました。2023年6月30日付で、同社の発行済株式の全てを取得する予定です。
- 当社は、2023年4月3日付で、当社の完全子会社である株式会社エビデントの発行済株式の全てを、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66に譲渡しました。

6. 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を図るための指針として、「患者さまの安全と持続可能性」、「成長のためのイノベーション」そして「生産性の向上」の3つの優先すべき事項を掲げています。

誠実で透明性のある企業であり続けるために、ステークホルダーや規制当局と協力して、強固で持続的な組織の構築に努めるとともに、ヘルスケア業界およびESG（環境、社会、ガバナンス）分野を主導する企業となるべく、あらゆる取り組みにおいて顧客体験価値を中心に据えています。また、患者さまの安全を第一に掲げ、長期的な戦略に沿った高品質な製品をさまざまな分野で提供します。

【基本的な指針】

患者さまの安全と
持続可能性



成長のための
イノベーション



生産性の向上



当社グループは、医療分野において、2022年11月から2023年3月にかけて、コンプレイント対応、医療機器報告（MDR）、是正予防処置、リスクアセスメントならびにプロセスおよび設計の検証に関連し、日本の施設に対して米国食品医薬品局（FDA）より3件のWarning Letterを受領しました。当社グループは、患者さまの安全が最も重要であると考えており、当該Warning Letterに確実に対応するとともに、品質保証および法規制の組織体制、製造プロセス、品質マネジメントシステムならびに医療事業のクオリティカルチャーに存在すると考えられる根本原因（脆弱性）の改善を推進します。

当社グループは、2023年5月に新たな経営戦略「変革のその先へ ～グローバル・メドテックカンパニーとしての成長～」を公表しました。この経営戦略の策定にあたっては、長期的かつ持続可能な成長を支える価値の源泉として、患者さまのエクスペリエンスと治療成果（アウトカム）の改善に資する以下の4つをキードライバーとしました。

【4つのキードライバー】



事業拡大と
グローバルな拡大

世界的な人口動態の変化や疾病発生の増加を受けて、当社グループが注力する疾患に対するソリューションへのニーズが高まっているため、引き続き医療水準の向上に寄与することができる対象疾患に注力するとともに、グローバル企業として世界中で利用できるソリューションを提供していきます。



戦略的M&A

当社グループの注力領域や高い成長が期待できる関連分野において、タックインM&A*の機会を通じて製品ポートフォリオを継続的に強化し、包括的なソリューションの提供によって患者さまのアウトカムの向上に貢献します。

*当社のポートフォリオに合致し、既存のビジネスを補完・増強するためのM&A



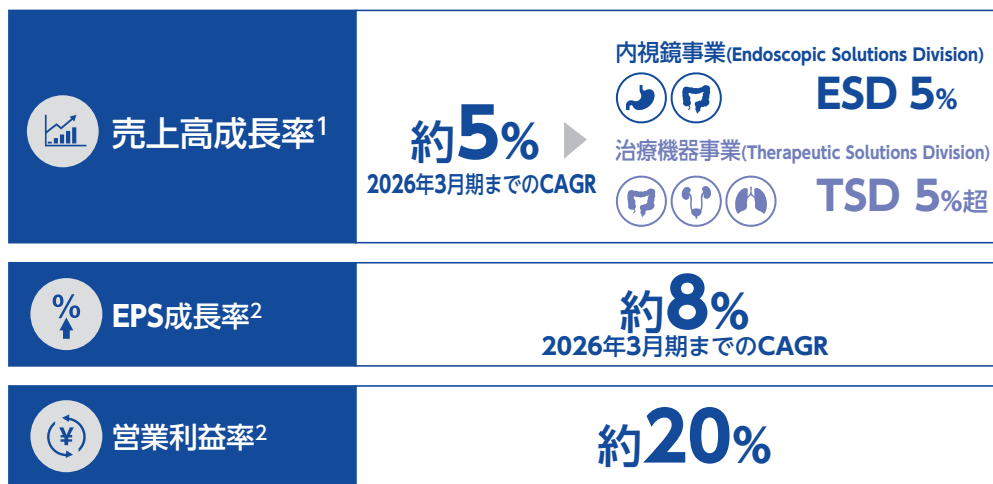
ケア・パスウェイの
強化

早期発見や診断、ステージ分類、処置、治療後のケアに至るまでのケア・パスウェイの中で、患者さまと医療従事者のエクスペリエンスを向上させ、当社グループのソリューションを通してより多くの患者さまに医療へのアクセスを提供し、診療の質と成果を改善します。



当社グループの強固な市場優位性を活かし、AIを活用したインテリジェント内視鏡医療エコシステムを構築することにより、ヘルスケアにおける4つの目的（患者さまのアウトカムの向上、患者さまのエクスペリエンスの向上、医療従事者のエクスペリエンスの向上、医療コストの削減）を達成し、消化器内視鏡の新時代を切り拓きます。

当社グループは、2019年に公表した企業変革プラン「Transform Olympus」およびこれに基づく経営戦略のもと変革に取り組んできた結果、当期において営業利益率20%超の目標を達成しました。今後は成長と収益性の両面に注力し、売上高はCAGR（年平均成長率）約5%、営業利益率は毎年約20%、EPS成長率はCAGR約8%の達成を目指します。



*1 為替前提を固定

*2 特殊要因調整後

その他の収益および費用等を除く

為替レート変動による影響は調整せず。実際の為替レートを使用

当社グループは、経営の基盤を強化しつつ成長と収益性を維持し、厳密かつ徹底した財務マネジメントに加えて長期的なアプローチによって目標を達成していきます。これにより、人材や製品の質、提供する価値、イノベーションなどのあらゆる面で患者さま、医療従事者および規制当局をはじめとするすべてのステークホルダーから評価される企業となることを目指します。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

7. 重要な子会社等の状況

次の重要な子会社 4 社を含む連結子会社は105社、持分法適用会社は3社です。

会社名	資本金または出資金	出資比率	主な事業内容
Olympus Corporation of the Americas	15千米ドル	100%	米州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Europa Holding SE	1,000千ユーロ	100%	欧州・中東の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	1,729,704千香港ドル	100%	アジア・オセアニアの関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus (China) Co., Ltd.	31,000千米ドル	100%	中国の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社

8. 主要な営業所および工場（2023年 3月31日現在）

(1) 当社

本店	東京都八王子市
東京事業場	東京都新宿区（本社事務所）および東京都渋谷区
八王子事業場	東京都八王子市（技術開発センター）
長野事業場	長野県上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡

(2) 子会社

オリンパスメディカルシステムズ株式会社	東京都八王子市
会津オリンパス株式会社	福島県会津若松市
青森オリンパス株式会社	青森県黒石市
白河オリンパス株式会社	福島県西白河郡
オリンパスマーケティング株式会社	東京都新宿区
Olympus Corporation of the Americas	米国ペンシルベニア州
Olympus America Inc.	米国ペンシルベニア州
Olympus Europa Holding SE	ドイツ連邦共和国ハンブルク市
KeyMed（Medical & Industrial Equipment）Ltd.	英国エセックス州
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	中華人民共和国香港特別行政区
Olympus Korea Co., Ltd.	大韓民国ソウル市

Olympus (China) Co., Ltd.	中華人民共和国北京市
Olympus (Beijing) Sales & Service Co., Ltd.	中華人民共和国北京市

9. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

事業	従業員数	前期比増減
内視鏡	14,308名 (251名)	662名 (△29名)
治療機器	8,448名 (161名)	196名 (△40名)
科学	4,124名 (151名)	415名 (△7名)
その他	559名 (3名)	35名 (△28名)
本社管理	5,405名 (219名)	△21名 (△45名)
合計	32,844名 (785名)	1,287名 (△149名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を()内に外数で記載しています。

2. 当期において、科学事業を非継続事業に分類しています。

10. 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	745億円
株式会社三菱UFJ銀行	515億円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

- 当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下、「OSZ」) が、深圳市安平泰投展有限公司 (以下、「安平泰」) に委託したコンサルタント業務の対価に関し、2016年12月23日に、安平泰がOSZに対して、損害賠償等として、約46億43百万円の支払いを求める訴訟を深圳市中级人民法院に提起しました。深圳市中级人民法院において2018年7月30日に判決が出され、OSZが安平泰に対し、損害賠償として、約33億57百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは当該判決を不服として、2018年8月17日に広東省高级人民法院に控訴を提起しました。2020年7月1日、広東省高级人民法院は、安平泰側が請求の根拠とするコンサルタント業務に係る覚書等の有効性などの基本的な事実関係が不明確であるなどとして、OSZに損害賠償金等の支払を命じた第一審判決を取り消し、本案の審理を深圳市中级人民法院に差し戻す裁定を下しました。2021年12月31日に、深圳市中级人民法院において判決が出され、OSZが安平泰に対し、約35億42百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは当該判決を不服として、2022年1月24日に広東省高级人民法院に控訴を提起しました。現在、広東省高级人民法院にて本案が係属中です。
- 当社の中国現地法人であるOlympus (China) Co., Ltd. (以下、「OCH」) とOSZは、Shenzhen YL Technology Co., Ltd. (以下、「YL」) との間で、OCHの保有するOSZの持分全部をYLが取得すること (以下、

「本取引」）に関して2018年12月25日付で契約（以下、「本譲渡契約」）を締結しました。その後、YLにより本取引に関する会社登記を進めていましたが、深圳市市場监督管理局（以下、「本当局」）が本取引の会社登記を制限したことにより、YLによる会社登記業務は履行されなかったため、OSZは、本譲渡契約を2020年1月20日付で解除し、終了させました。

一方、本譲渡契約では、まずYLがOSZの増資を引き受け、その後OCHが保有する残りの持分を買い取る方法で譲渡を行うことが定められていたため、本譲渡契約の一部として、OCH、OSZおよびYLの三者間で増資契約（以下、「本増資契約」）が別途締結されていました。そこで、YLは原告として、2021年10月11日に被告であるOSZを相手取り、本増資契約の継続などを含む仲裁（以下、「本仲裁」）を中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会（以下「CIETAC」）に申し立てました。その後、2021年12月27日にOCHは第2被申立人として本仲裁に参加しました。

2022年12月26日にCIETACが仲裁判断（以下「本仲裁判断」）を下し、2023年1月3日にOSZとOCHが本仲裁判断を受領しました。本仲裁判断の内容は以下のとおりです。

- ① OSZとOCHは本増資契約を具体的に履行すること
- ② OSZとOCHは、YLに対し、財産保全費用として5千元、財産保全のための保険料として160千元を支払うこと
- ③ OSZとOCHは、YLに対し、仲裁費用として2,622千元を支払うこと
なお、YLが前払いしたYLの仲裁費用（20千元）はYLに返却され、OSZの反訴のための仲裁費用（26千元）とOCHの反訴のための仲裁費用（14千元）はそれぞれOSZとOCHが負担し返却されないものとする
- ④ YLのその他の請求は棄却する
- ⑤ OSZとOCHのすべての反訴を棄却する

本仲裁判断は、本増資契約の具体的な履行を命じたものの、株主の地位の確認および会社登記の変更手続きの処理に関するYLの主張を支持するものではありませんでした。また、本増資契約は会社登記の変更手続き以前の関連手続きを定めており、それは引き続き当事者に対して拘束力を有するとしました。したがって、YLは、OSZの株主としての地位を取得する前に、4億円の出資を引き受け、増資契約に規定されたその他のすべての条件を遵守することを含む義務を履行する必要があります。

（注）本項目において、千元単位の表示金額は、千元未満を四捨五入しています。

- (3) 当社は、当社の個人株主1名（以下、「原告」）が、2020年2月4日、当社取締役および旧取締役ならびに旧監査役計11名（以下、「被告」）に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起した旨の2020年3月25日付訴訟告知書を受領しました。被告は、当社取締役の竹内康雄、当社旧取締役の笹宏行、木本泰行、藤塚英明、蛭田史郎、西川元啓および平田貴一、当社旧監査役（当社旧取締役）の清水昌および名取勝也ならびに当社旧監査役の斎藤隆および名古屋信夫です。訴えの概要は、当社の中国現地法人であるOSZが、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認または黙認したこと等により発生した損害につき、任務懈怠があったとして、被告11名に対し、連帯して、総額16億円およびこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものです。当社は、上記訴訟告知に対して、補助参加人として訴訟手続に関与し、原告の主張に対して適切に反論することを通じて、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、2020年5月1日、被告らに補助参加することを決定しました。現在、東京地方裁判所にて本案が係属中です。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 4,000,000,000株
2. 発行済株式総数 1,253,537,482株 (自己株式12,641,218株を除く)
3. 基準日現在の株主数 58,910名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	259,260,800株	20.68%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	96,219,200	7.68
JP MORGAN CHASE BANK 385632	81,646,548	6.51
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	52,109,662	4.16
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	39,509,300	3.15
日本生命保険相互会社	21,258,572	1.70
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	21,097,112	1.68
株式会社三菱UFJ銀行	17,522,344	1.40
JP MORGAN CHASE BANK 385781	16,538,901	1.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS	16,043,055	1.28

(注) 持株比率は、自己株式 (12,641,218株) を控除して算出しています。

5. 当期中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く) および執行役	36,026 株	6 名
社外取締役	7,003	3

(注) 1. 株式報酬の内容については、事業報告の「4 会社役員に関する事項 4. 取締役および執行役の報酬等の額」に記載しています。
2. 上記は、退任した役員に対して交付した株式も含めて記載しています。

6. その他株式に関する重要な事項

(1) 当社は、会社法第178条の規定に基づき、2022年5月11日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類 普通株式
- ・消却した株式の総数 13,402,333株（消却前の発行済株式総数に対する割合1.03%）
- ・消却日 2022年6月8日
- ・消却後の発行済株式総数 1,285,892,000株
- ・消却後の自己株式数 12,859,279株（消却後の発行済株式総数に対する割合1.00%）

(2) 当社は、会社法第459条第1項および当社定款第32条の規定に基づき、2022年11月11日開催の取締役会決議により、以下のとおり当社の株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類 普通株式
- ・取得した株式の総数 19,713,300株
- ・取得価額の総額 50,000百万円
- ・取得期間 2022年11月14日～2023年1月16日（約定ベース）

(3) 当社は、会社法第178条の規定に基づき、2022年11月11日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類 普通株式
- ・消却した株式の総数 19,713,300株（消却前の発行済株式総数に対する割合1.53%）
- ・消却日 2023年3月28日
- ・消却後の発行済株式総数 1,266,178,700株
- ・消却後の自己株式数 12,710,698株（消却後の発行済株式総数に対する割合1.00%）

(4) 当社は、会社法第459条第1項および当社定款第32条の規定に基づき、2023年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり当社の株式を取得することを決議しました。

- ・取得する株式の種類 普通株式
- ・取得する株式の総数 55,000,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.39%）
- ・取得価額の総額 100,000百万円（上限）
- ・取得期間 2023年5月15日～2024年1月31日

(5) 当社は、会社法第178条の規定に基づき、2023年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式を消却することを決議しました。

- ・消却する株式の種類 普通株式
- ・消却する株式の総数 上記(4)により取得した当社の株式の全株式数
- ・消却予定日 2024年2月29日

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の 種 類 お よ び 数	新株予約権の 払 込 金 額	新株予約権の行使に 際して出資される 財 産 の 価 額	行使期間	対象者
2013年8月8日 (第1回)	401個	普通株式 160,400株	1株当たり 735円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員
2014年6月26日 (第2回)	410個	普通株式 164,000株	1株当たり 907円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員
2015年6月26日 (第3回)	387個	普通株式 154,800株	1株当たり 1,104円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員
2016年6月28日 (第4回)	395個	普通株式 158,000株	1株当たり 896円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員

- (注) 1. ①新株予約権者は、当社の取締役、執行役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年間に限って新株予約権を行使することができます。
 ②その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
 2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第1回新株予約権が10個、第2回新株予約権が10個、第3回新株予約権が3個、第4回新株予約権が15個、それぞれ減少しています。
 3. 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的である株式の数」を調整しています。

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

発行回次	区 分	個 数	目的となる株式の 種 類 お よ び 数	保有者数
第1回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	46個	普通株式18,400株	3名
第2回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	46個	普通株式18,400株	3名
第3回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	46個	普通株式18,400株	3名
第4回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	46個	普通株式18,400株	3名

- (注) 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的となる株式の数」を調整しています。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および執行役の氏名等

(1) 取締役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
社外取締役	藤 田 純 孝	取 締 役 会 議 長 指 名 委 員 長	一般社団法人日本CFO協会理事長
社外取締役	岩 村 哲 夫	報 酬 委 員 長	
社外取締役	桒 田 恭 正	監 査 委 員 長	
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル	指 名 委 員	ValueAct Capital Management L.P. パートナー JSR株式会社社外取締役
社外取締役	ジミー・シー・ビーズリー	報 酬 委 員	
社外取締役	市 川 佐 知 子	監 査 委 員	田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構理事
社外取締役	新 貝 康 司	指 名 委 員 報 酬 委 員	株式会社エクサウィザーズ社外取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 第一生命ホールディングス株式会社社外取締役 西日本電信電話株式会社社外取締役 株式会社新貝経営研究所代表取締役
社外取締役	観 恒 平	監 査 委 員	観恒平公認会計士事務所長 国際会計士連盟（IFAC）ボードメンバー 日本公認会計士協会シニアアドバイザー
社外取締役	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	報 酬 委 員	Motus GI 社外取締役 Lantheus Holdings Inc 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting チーフエグゼク ティブオフィサー OSSIO Inc 社外取締役
取 締 役	竹 内 康 雄	指 名 委 員	
取 締 役	シュテファン・カウフマン		
取 締 役	古 閑 信 之	監 査 委 員	

- (注) 1. 上記の取締役全員は、2022年6月24日付で就任しました。
2. 取締役藤田純孝、岩村哲夫、榊田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、新貝康司、観恒平およびゲイリー・ジョン・ブルーデンの各氏は、社外取締役です。
3. 取締役藤田純孝、岩村哲夫、榊田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、新貝康司、観恒平およびゲイリー・ジョン・ブルーデンの各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出ています。
4. 取締役市川佐知子氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役観恒平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社は、執行役等へのヒアリングや内部監査機能等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握および各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、取締役古閑信之氏を常勤の監査委員として選定しています。
7. 当期中および当期末後における取締役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

氏 名	変更年月日	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当および重要な兼職の状況
市 川 佐 知 子	2022年6月1日	社外取締役 田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構理事	社外取締役 田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構監事
ゲイリー・ジョン・ブルーデン	2023年3月31日	社外取締役 Motus GI 社外取締役 Lantheus Holdings Inc 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO Inc 社外取締役	社外取締役 Motus GI 社外取締役 Lantheus Holdings Inc 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting チーフエグゼクティブオフィサー

(注) 取締役ゲイリー・ジョン・ブルーデン氏のOSSIO Incについては、勤務状況の変化により重要な兼職先に該当することとしました。

(2) 執行役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 執 行 役	竹 内 康 雄	社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
執 行 役	ナ チ ョ ・ ア ビ ア	チーフオペレーティングオフィサー (COO)
執 行 役	ア ン ド レ ・ ロ ー ガ ン	チーフテクノロジーオフィサー (CTO)
執 行 役	小 林 哲 男	チーフマニュファクチャリングアンドサプライオフィサー (CMSO)
執 行 役	武 田 睦 史	チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
執 行 役	シュテファン・カウフマン	チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)

(注) 1. 執行役のうち竹内康雄およびシュテファン・カウフマンの両氏は、取締役を兼務しています。

2. 2023年4月1日付で次の執行役を新たに選任しました。

執 行 役	エ ン ド ス コ ピ ッ ク ソ ル ュ ー シ ョ ン ズ デ ィ ビ ジ ョ ン ヘ ッ ド	フランク・ドレバロウスキー
執 行 役	セ ラ ピ ュ ー テ ィ ッ ク ソ ル ュ ー シ ョ ン ズ デ ィ ビ ジ ョ ン ヘ ッ ド	ガブリエラ・ケイナー
執 行 役	チ ー フ ヒ ュ ー マ ン リ ソ ー シ ズ オ フ ィ サ ー (CHRO)	大月 重人
執 行 役	チ ー フ ク オ リ テ ィ オ フ ィ サ ー (CQO)	ピーエール・ボワシエ

3. 2023年4月1日付で次のとおり執行役の地位および担当に異動がありました。

代 表 執 行 役	会 長 兼 ESG オ フ ィ サ ー	竹内 康雄
代 表 執 行 役	社 長 兼 チ ー フ エ グ ゼ ク テ ィ ブ オ フ ィ サ ー (CEO)	シュテファン・カウフマン
執 行 役	チ ー フ ス ト ラ テ ィ ー オ フ ィ サ ー (CSO)	ナチョ・アビア

4. 当社は執行役員制度を採用しており、2023年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	地 位	氏 名	地 位	氏 名
執行役員	大 久 保 俊 彦	執行役員	江 口 和 孝	執行役員	フランク・ドレバロウスキー
執行役員	土 屋 英 尚	執行役員	長 谷 川 晃	執行役員	河 野 裕 宣
執行役員	齋 藤 吉 毅	執行役員	櫻 井 友 尚	執行役員	倉 本 聖 治
執行役員	斉 藤 克 行	執行役員	大 月 重 人	執行役員	ガブリエラ・ケイナー
執行役員	安 藤 幸 二	執行役員	後 藤 正 仁	執行役員	ピーエール・ボワシエ
執行役員	田 代 芳 夫	執行役員	楊 文 蕾	執行役員	スティープン・ニーボーン

(注) 1. 2023年2月17日付で次の執行役員が退任しました。

執 行 役 員 ロス・セガン

2. 2023年3月31日付で次の執行役員が退任しました。

なお、大月重人、フランク・ドレバロウスキー、ガブリエラ・ケイナーおよびピーエール・ボワシエの各氏は、2023年4月1日付で執行役に就任しています。

執 行 役 員 大月 重人

執 行 役 員 フランク・ドレバロウスキー

執 行 役 員 ガブリエラ・ケイナー

執 行 役 員 ピエール・ボワシエ

3. 2023年4月2日付で次の執行役員が退任しました。

執 行 役 員 齋藤 吉毅

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社（国内・アジア）の役員および管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しています。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。ただし、犯罪行為や法令違反を認識しながら行われた行為に起因する損害賠償請求は保険の対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

4. 取締役および執行役の報酬等の額

(1) 取締役および執行役の報酬等の総額

役員区分		報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（人）
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	社内	1,094	531	190	373	3
	社外	192	151	—	41	11
	計	1,286	682	190	414	14
執行役		1,122	570	223	329	4

- (注) 1. 基本報酬は当期に支払った金額、短期インセンティブ報酬である業績連動報酬等および長期インセンティブ報酬である非金銭報酬等は当期に費用計上すべき金額を記載しています。なお、業績連動型株式報酬（PSU）の額387百万円は非金銭報酬等にはのみ計上しており、業績連動報酬等には計上していません。
2. 執行役は上記の4名のほかに、取締役を兼務する執行役が2名います。その2名の報酬等は社内取締役としての報酬等を含めて記載しています。
3. 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して業績連動報酬を支給していません。
4. 上記の社外取締役に2022年6月24日開催の2022年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでいます。
5. 社外取締役1名から報酬辞退の申し出があり、報酬委員会として支給しないことを決定しました。ただし、上記社外取締役の員数には含めて記載しています。

(2) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、指名委員会等設置会社として、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会が当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬等の内容、報酬規程に関する事項等を審議・決定しています。

報酬委員会は当期に係る報酬等の内容についても、取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針と報酬等の内容および額の決定方法の整合性、また当該決定方法に数値その他の関係する要素を当てはめて報酬等の内容および額を導き出す過程の合理性など、報酬等の決定に関する事項について審議を行ったうえで決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しています。なお、報酬委員会は、客観的かつ専門的な立場からの情報提供および検討支援を目的に、グローバルに展開する独立報酬コンサルタントのPay Governance社を採用しています。同社は当期に開催した報酬委員会計11回のうち9回に陪席しました。

①役員報酬の基本方針

当社の役員報酬は、役員に「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針としています。

②報酬水準

優秀な人材の確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とすべく、客観的な外部データ、評価データ、経済環境、業界動向および経営状況等を勘案したうえで、役割責任に応じた妥当な報酬水準を設定しています。具体的には、グローバル・メドテックカンパニーの報酬水準や役員の出身国におけるメドテックカンパニーの報酬水準等をベンチマークとして設定し、每期、相对比较して決定します。

③取締役の報酬体系

■取締役の種類別報酬割合

取締役報酬は固定報酬として基本報酬（BS：Base Salary）を支給します。さらに、取締役と投資家との利害の共有を図るという考え方を重視し、基本報酬（BS）に加え、非業績連動型の株式報酬（非金銭報酬）を付与します。

株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU: Restricted Stock Unit）とし、日本居住者は退任時に権利確定とします。日本非居住者の権利確定は、各地域における株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。また、株式報酬の額は、日本居住者、日本非居住者とも同額の600万円とし、株主総会における就任時の株価で支給株数を算出し、権利確定後にその株数を支給します。前期から増額した理由は、株式保有の促進による取締役と投資家との利害の共有という考え方を一層進めるためです。

取締役	基本報酬 (BS)	長期インセンティブ 報酬(LTI)
		RSU
	71～85%	15～29%

- (注) 1. 上記の図は日本出身の取締役について種類別報酬割合を图示したものです。日本以外の出身者については、RSU支給額は日本出身者と同水準ですが、報酬総額に違いがあるため種類別報酬割合が異なります。
2. 執行役を兼務する者について、日本出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬を執行役報酬とは別に支給します。日本以外の出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬は執行役報酬に含めて支給します。また、執行役を兼務する者は執行役報酬にRSUが設定されているため、取締役報酬としてのRSUは支給しません。

④執行役の報酬体系

経営戦略を達成し企業価値を創造するためには、有能な経営人材を確保し、その能力を十分に発揮してもらう報酬制度が必須です。そのために以下の考え方で報酬制度を決定しています。なお、この項における執行役には、取締役を兼務する執行役も含んでいます。

1. グローバル・メドテックカンパニーに対抗しうる、より強力なインセンティブプログラムとする。
2. 経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムとする。
3. 長期インセンティブ報酬（LTI: Long Term Incentive）を活用し、価値創造とパフォーマンス評価を重視したプログラムとする。
4. グローバル・メドテックカンパニーへの発展のステージを考慮した報酬水準とする。（グローバル水準および出身労働市場水準のハイブリッド型）
5. クローバック条項や株式保有ガイドラインを導入し、インセンティブに対する健全な管理を確保する。
6. チャレンジングかつアチーブブルな目標設定により、執行役のモチベーションを向上させる。

グローバル経営に責任を持つ執行役の報酬設計の考え方は、標準化されたグローバルな報酬システムが望ましいですが、地域による役員報酬水準の違いにより、日本の報酬水準で有能な人材を引き付け、維持することは困難です。そのため全ての執行役の報酬は同様の構成としますが、実際の報酬水準は、執行役の出身国における報酬水準の違いを勘案して決定します。

■執行役の種類別報酬割合（変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合）

執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬（BS）、業績連動金銭報酬である短期インセンティブ報酬（STI: Short Term Incentive）、および長期インセンティブ報酬（LTI）の組み合わせとしています。そして中長期的な企業価値および株主価値を向上するための経営戦略の達成に重点を置き、業績連動報酬、特に長期インセンティブ報酬（LTI）の比率を高めた以下の構成とし、これにより短期インセンティブ報酬（STI）および長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額を決定しています。

代表執行役 BS: STI: LTI = 1 : 1.25 : 3

執行役 BS: STI: LTI = 1 : 1.15 : 2

長期インセンティブ報酬（LTI）は、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）と業績連動型株式報酬（PSU: Performance Share Unit）で構成します。その割合は、2020年3月期報酬委員会にて新たな報酬制度を決定した際に事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）25%、業績連動型株式報酬（PSU）75%としていました。しかしながら、不透明で変化の大きい事業環境を考慮し、報酬総額における株式の望ましい比率を確保するため、当期を初年

度とし2025年3月期を最終年度とする長期インセンティブ報酬（LTI）の割合については、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）40%、業績連動型株式報酬（PSU）60%としました。
執行役の報酬全体の構成比率は以下のとおりです。

代表執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
			RSU	PSU
	19%	24%	23%	34%

（注）上記の図は執行役割に対する報酬の種類別報酬割合です。取締役を兼務する者の監督役割に対する報酬は含んでいません。

執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
			RSU	PSU
	24%	28%	19%	29%

（注）日本以外の出身者には、個人別に従前の報酬契約との調整を図るための一時金やセバランス・ペイ、その他に住宅手当や年金等が設定されています。

■非金銭報酬等に関する事項 事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）

事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）は、譲渡制限期間を3年とし、当期の長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額（基本報酬に2または3を乗じた金額）の40%に相当する株数を譲渡制限期間の開始時点で決定し、1年ごとに株数の1/3を支給します。

非金銭報酬でもある業績連動型株式報酬（PSU）については、後述の「業績連動報酬に関する事項②非金銭報酬 業績連動型株式報酬（PSU）」の項目をご参照ください。

■業績連動報酬等に関する事項① 短期インセンティブ報酬（STI）

短期インセンティブ報酬（STI）の標準額は、基本報酬（BS）に1.15または1.25を乗じた金額とし、対象期の終了後に報酬委員会で指標についての業績を評価のうえ、支給率および支給額を決定します。

【評価指標、評価ウエイトおよび選定した理由】

当期の短期インセンティブ報酬（STI）の評価指標と構成比は、売上高=30%、営業利益率=40%、戦略目標=30%です。

売上高 30%	営業利益 40%	戦略目標 30%
------------	-------------	-------------

a.売上高：30%

前期の決算短信の「次期の見通し」の売上高を目標としていましたが、科学事業の譲渡を決定し非継続事業となることが確定したことを受け、継続事業の売上高を目標とするよう2023年3月23日の報酬委員会で決議しました。目標の100%達成に対し100%が支給され、下限0%～上限200%支給の評価テーブルとしました。

b.営業利益：40%

前期の決算短信の「次期の見通し」の営業利益額を目標としていましたが、継続事業の調整後営業利益率にすることを2023年3月23日の報酬委員会で決議しました。目標の100%達成に対し100%が支給され、下限0%～上限200%支給の評価テーブルとしました。

c.戦略目標：30%

2022年5月11日に開催した決算説明会において示した「全社で取り組む重要課題」の中から以下の関連する項目を設定し、全執行役共通の目標としました。各目標の達成度に対し下限0%～上限200%で支給するよう設定しました。

- ・当社が最大限の力を発揮できる疾患に重点的に取り組む
- ・診療水準を向上させる新たな投資によって、医療の未来を形成する
- ・組織のグローバルかつスピーディーな対応力を向上させる

【実績】

業績連動報酬等(STI)		目標値	実績値
業績評価指標	売上高：30%	8,300億円	8,328億円
	営業利益率：40%	21.4%	20.0%
	戦略目標：30%	—	達成度99.1%

(注) 売上高は為替調整として当期の業績予想に使用した為替レートを適用し、営業利益率はその他の収益・費用を差し引いた調整後の営業利益から算出しています。

以上の実績を踏まえ、報酬委員会において支給率を算出し、この支給率を業績連動報酬（STI）標準額に乘じ支給額を決定します。

■業績連動報酬等に関する事項② 非金銭報酬 業績連動型株式報酬（PSU）

業績連動型株式報酬（PSU）は、業績評価期間において予め定めた業績指標の業績評価期間終了時における達成度に応じて株式を交付するものです。2021年3月期を評価対象期間の開始とし、当期を評価対象期間の終了とする業績連動型株式報酬（PSU）については、以下のとおりです。

【評価指標および選定した理由】

2019年11月に発表した経営戦略の目標に対し、達成の意欲を刺激し、その結果に報いることを目的に、対象期間を2021年3月期から当期の3年間とし、①営業利益率、②ROIC、③EPS成長率、④相対TSR、⑤ESGを業績評価指標とうえで、各目標の達成度に対し下限0%～上限200%で支給するように設定しました。その期間中に映像事業の譲渡を完了し、また2023年4月3日に科学事業の譲渡を完了したことから、これらの事業を除く継続事業の結果で評価することを報酬委員会が決定しました。

それぞれの指標に対するウエイト、100%支給の目標値および結果は以下のとおりです。

業績評価指標	ウエイト	目標（100%支給）	結果
①営業利益率	40%	20%	20.0%
②ROIC	15%	20%	18.4%
③EPS成長率	15%	25%（3年間平均）	35.8%
④相対TSR	20%	50%ile（Peer group）	58.8%ile
⑤ESG	10%	DJSI-index	World

(注) 1. 営業利益率、ROIC、EPS成長率

- ・その他の収益、その他の費用を差し引いた調整後の実績
- 2. (営業利益率指標の支給率%) = $50 \times (\text{営業利益率の結果}) - 900$
- 3. (ROIC指標の支給率%) = $(100 \times (\text{ROICの結果}) - 1,200) \times 1/8$
- 4. (EPS成長率指標の支給率%) = $(100 \times \text{EPS成長率の結果} - 1,800) \div 7$
- 5. (相対TSR指標の支給率%) = $4 \times (\text{相対TSRの結果}\%ile) - 100$
- 6. ESGの支給率：評価期間の各年度のDJSI-Indexより決定します。DJSIの各年度の結果は以下のとおりです。
2021年3月期＝Asia Pacific、前期＝World、当期＝World

以上の実績を踏まえ、報酬委員会において支給率を算出し、各執行役に付与されているPSUユニット数にこの支給率を乗じ、支給株数を算出します。

当期を評価対象期間の開始とし、2025年3月期を評価対象期間の終了とする業績連動型株式報酬（PSU）は以下のとおりです。当業績連動型株式報酬（PSU）では、長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額の60%に相当する株数を業績評価期間の開始時点で決定し、目標期間終了後にパフォーマンスに応じた株数を支給します。

【評価指標、評価ウエイトおよび選定した理由】

評価指標および評価ウエイトを以下としました。

営業利益 20%	相対TSR 60%	ESG 20%
-------------	--------------	------------

a.営業利益：20%

今後も企業価値向上のため継続的に改革を推進することから、営業利益を業績評価の指標に設定しました。評価期間中の各期初に営業利益の目標および0%～200%の支給カーブを決定し、各期末に実績から各期の支給率を算定します。そして3期分の支給率の平均をPSUの営業利益に対する支給率とします。

b.相対TSR：60%

株主と経営陣の双方の視点から長期の業績と報酬を連動させる重要な基準である相対TSRを、業績評価の指標に設定しました。グローバル・メドテックカンパニー20社をピアグループに設定し、自社のTSRのランクが50%水準に位置した場合に100%支給としています。0%～200%支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出しています。

c.ESG：20%

経営戦略で取り組み強化を表明しているESGに関する指標として、DJSI(Dow Jones Sustainability Index)のIndexを評価指標に設定しました。DJSIの評価結果は、ランクの上位から“World Index(W)”、“Asia Pacific Index(AP)”、“Non-Index(N)”となります。1年目、2年目の結果を考慮し、3年目に獲得するIndexを重視した評価テーブルを設定し、支給率200%、150%、100%、50%、0%を決定します。

■ クローバック条項

経営層（執行役）の無謀な投資や不正会計処理の抑止力とすることを目的に、クローバック条項を設定しています。クローバックの対象は、執行役の短期インセンティブ報酬（STI）および長期インセンティブ報酬（LTI）で、以下の事象が発生した場合にクローバックを発動させます。

- a.報酬の前提となる情報が誤っている、または異なっていることが発覚したことに起因して、本来支給されるべきであった報酬額との差額の返還を求める事象
 - b.義務違反等が発生した場合の一種の制裁措置として、支給済みの報酬額の返還を求める事象
- なお、個別事象に対するクローバックの適用の最終決定は報酬委員会が行い、取締役会に報告します。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	藤 田 純 孝	一般社団法人日本CFO協会理事長
社 外 取 締 役	デイビッド・ロバート・ヘイル	ValueAct Capital Management L.P. パートナー JSR株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	市 川 佐 知 子	田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構理事
社 外 取 締 役	新 貝 康 司	株式会社エクサウィザーズ社外取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 第一生命ホールディングス株式会社社外取締役 西日本電信電話株式会社社外取締役 株式会社新貝経営研究所代表取締役
社 外 取 締 役	観 恒 平	観恒平公認会計士事務所長 国際会計士連盟（IFAC）ボードメンバー 日本公認会計士協会シニアアドバイザー
社 外 取 締 役	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	Motus GI 社外取締役 Lantheus Holdings Inc 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO Inc 社外取締役

- (注) 1. 藤田純孝、市川佐知子、新貝康司、観恒平およびゲイリー・ジョン・ブルーデンの各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
2. デイビッド・ロバート・ヘイル氏の重要な兼職先のうち、ValueAct Capital Management L.P.が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.は、当社の株式を保有しています。なお、JSR株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
3. 本項目については、2022年6月24日開催の2022年3月期定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者のうち兼職のある者について記載しています。

(2) 当期における主な活動状況

当社の社外取締役は、取締役会が決定した当社の経営の基本方針に基づき、株主からの負託を受けて会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役および執行役の職務をモニタリングするとともに、経営陣から独立した立場で、また、様々なステークホルダーの視点をもって意見および提言を行っています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 藤田 純孝	取締役会 16回／16回 指名委員会 17回／17回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。また、取締役会議長として、取締役会の監督機能の強化を目指し、中長期的な経営戦略、事業ポートフォリオの見直し等の重要な議案に注力するよう、取締役会をリードしています。加えて、社外取締役だけの会合を定期的に実施し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識の共有を図るとともに、毎回の取締役会の終了後に社外取締役のみでExecutive Sessionを開き、その日の審議案件に基づく課題や今後取締役会で深掘りすべき論点等について意見交換を行っています。さらに、それら会合およびExecutive Sessionの内容を議長としてCEOにフィードバックしています。また、指名委員会の委員長として、取締役選任やサクセッションプランの重要性を十分に認識し、委員会の運営を推進しています。
取締役 岩村 哲夫	取締役会 16回／16回 指名委員会 2回／ 2回 報酬委員会 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、豊富なグローバル経営の経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会の委員長として、中長期的な経営目標と整合性のある報酬制度の策定と運用および役員報酬の決定を主導し、委員会の運営を推進しています。
取締役 梶田 恭正	取締役会 16回／16回 監査委員会 25回／25回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界における経営者としての経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、監査委員会の委員長として、取締役および執行役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しています。
取締役 デイビッド・ロバート・ハイル	取締役会 16回／16回 指名委員会 17回／17回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、指名委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容を決定しています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 ジミー・シー・ピーズリー	取締役会 16回／16回 報酬委員会 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界におけるグローバルでの事業経験および経営陣としての豊富な経験と知見から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会の委員として、役員報酬に係る事項等を決定しています。
取締役 市川 佐知子	取締役会 16回／16回 監査委員会 25回／25回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、弁護士および米国公認会計士としての専門的な観点から当社グループの事業活動全般に対し、意見および提言を行っています。また、監査委員会の委員として、その専門的な知見に基づいて取締役および執行役の職務執行の監査を行っています。
取締役 新貝 康司	取締役会 13回／13回 指名委員会 15回／15回 報酬委員会 6回／ 7回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、グローバル経営および企業買収にかかる豊富な経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬に係る事項等を決定しています。
取締役 観 恒平	取締役会 13回／13回 監査委員会 19回／19回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、公認会計士として専門的な知見および海外勤務ならびに海外の監査保証業務の経験から当社グループの事業活動全般に対し、意見および提言を行っています。また、監査委員会の委員として、その専門的な知見に基づいて取締役および執行役の職務執行の監査を行っています。
取締役 ゲイリー・ジョン・ブルーデン	取締役会 11回／13回 報酬委員会 7回／ 7回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界におけるグローバルでの事業経験および経営者としての豊富な経験と知見から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度から意見および提言を行っています。また、報酬委員会の委員として、役員報酬に係る事項等を決定しています。

- (注) 1. 取締役岩村哲夫氏の指名委員会の出席状況は、2022年6月24日までの委員在任中に開催されたものを対象としています。
2. 取締役新貝康司、観恒平およびゲイリー・ジョン・ブルーデンの各氏の取締役会の出席状況は、2022年6月24日の取締役就任後に開催されたものを対象としています。
3. 取締役新貝康司、観恒平およびゲイリー・ジョン・ブルーデンの各氏の各委員会の出席状況は、2022年6月24日の委員就任後に開催されたものを対象としています。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	244百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	287百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の執行状況および監査報酬の見積もりの算出根拠など必要な情報の入手および検証を行った結果、会社法第399条第1項の同意をしました。
3. 当社の重要な子会社であるOlympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SE、Olympus Corporation of Asia Pacific LimitedおよびOlympus (China) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として、各種アドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、さらなる監査品質の向上を志向する場合、またはその他必要があると判断した場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

I オリンパスグループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

〔体制〕

- (1) 当社は、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めます。また、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範ならびに品質、製品安全および輸出管理等の各種の規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス機能の責任者（チーフコンプライアンスオフィサー）を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能はコンプライアンスマネジメントシステムに基づいたコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、オリンパスグループ全体で使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。さらに、オリンパスグループにおいて法令違反等が発生または発生する可能性がある場合、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口および各地域に設置された通報受付窓口において通報を受け付けます。
- (3) 当社は、CEO 直轄の内部監査機能を設置します。内部監査機能は内部監査規程に基づき、オリンパスグループにおけるリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。また、内部監査結果をCEO および監査委員会に対して報告します。
- (4) 当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (5) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 当社は、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めています。また、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範ならびに品質、製品安全および輸出管理等の各種規程類を整備するとともに、教育等を実施しています。さらに、経営理念の内容の浸透を図るとともに、日々の業務でどのようにそれらが実践されているかを調査するため従業員に対しコアバリューサーベイを実施しています。

- (2) 当社は、チーフコンプライアンスオフィサーの指示のもと、定期的に会議体を開催し、グローバルでの重要施策の確認等を行っています。また、オリンパスグループの従業員に対するコンプライアンス研修を実施しました。さらに、内部通報受付窓口を設置するとともに、従業員に対し内部通報制度について周知しています。
- (3) 内部監査機能は、内部監査規程に基づき、監査計画について取締役会および監査委員会に付議するとともに、監査実施状況等についてCEOおよび監査委員会ならびにグループ経営執行会議に報告しています。
- (4) 当社は、財務報告に係る内部統制の評価実施方針およびその運用状況をCEO、グループ経営執行会議および監査委員会に報告しています。
- (5) 当社は、オリンパスグループの取引に関して反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施する等、反社会的勢力排除の取り組みを行っています。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

【体制】

- (1) 当社は、各地域において法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2) 取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

【運用状況の概要】

- (1) 当社は、各地域の法令および文書管理規程等の規程に基づき、取締役会議事録、有価証券報告書等の保存を行っています。
- (2) 取締役は、重要な文書を必要なときに常時閲覧しています。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【体制】

- (1) 当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役会に報告を行います。
- (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3) 当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。
また、リスクマネジメント運用規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、CEOが対策を決定します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社は、経営戦略や事業計画等のオリンパスグループの重要事項について、グループ経営執行会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に付議しています。執行役は、取締役会から委任された事項について職務権限規程に基づき意思決定を行うとともに、取締役会に報告しています。また、グループ経営執行会議および取締役会をオンラインの活用により計画的かつ定期的に開催しました。さらに、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行っています。
- (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、必要に応じて規程の制改定、会議体の開催および教育等を実施しています。特に前期発生した不正アクセスを踏まえ、オリンパスグループ全体でより迅速な対応を可能とするインシデント対応体制の強化に取り組んでいます。
- (3) 当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、必要な教育・研修および会議体を開催する等によりオリンパスグループとしてリスクマネジメントの取り組みを行っています。また、各事業および各担当機能においてリスクアセスメントを実施するとともに、災害が発生した場合の迅速な対応のための訓練等を実施しています。また前期に引き続き、新型コロナウイルス感染症の早期収束に向けた対応の一環として、職域接種を実施しました。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[体制]

- (1) 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画その他の重要事項について承認します。また、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。なお、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。
- (2) 取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について3カ月に1回以上報告を受けます。
- (3) 当社は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限を明確にし、取締役会はその職務の執行状況について報告を受けます。
- (4) 当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定した財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、オリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。

[運用状況の概要]

- (1) 取締役会は、経営基本計画に基づく年度事業計画その他の重要事項について承認しています。また、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、執行役に委任し、意思決定の迅速化および効率化を図っています。当期においては、取締役会を16回開催しました。
- (2) 取締役会は、執行役の職務の分担を決定し、その職務の執行状況について報告を受けています。
- (3) 当社は、規程類により主要な職位の責任と権限について明確にし、取締役会はその職務の執行状況について報告を受けています。
- (4) 当社は、財務規程に基づき、定期的に子会社の資金、為替および金融機関取引状況を取得し統括管理しています。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

[体制]

- (1) 当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の責任者が子会社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的にCEOに報告します。
- (2) 当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

[運用状況の概要]

- (1) 当社は、子会社からの報告に基づき定期的に経営状況のレビューを行い、レビュー結果をCEOに報告しています。
- (2) 当社は、連結会計規程に基づき、子会社から必要な財務情報を適時適切に取得し、内容の確認および承認を行っています。

6. その他のオリンパスグループにおける業務の適正を確保するための体制

[体制]

- (1) 当社は、当社の執行役、執行役員または使用人を主要な子会社に取り締役または監査役その他これらの者に相当する者として派遣し、また、各機能長がオリンパスグループにおける当該機能全体を管理します。さらに子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正を確保します。
- (2) 当社は、ESG担当役員を任命してオリンパスグループにおけるESGに関する目標を設定し、継続的に取り組みます。また、役員の業績連動報酬の一部にESGに関する指標を設定し、経営戦略として取り組みを強化します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社は、当社の役員等を主要な子会社に取り締役等として派遣しているほか、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき、当社において審議しています。また、各機能長がオリンパスグループにおける当該機能全体を管理しています。
- (2) 当社は、ESG関連の方針を基に、近年の社会環境の変化等も踏まえ、ESG戦略の見直しを実施しています。また引き続き、役員の業績連動報酬である長期インセンティブ報酬の一部に、ESG評価機関による評価結果を指標として設定し、経営戦略として取り組みを強化しています。

II 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

1. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。さらに必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

- ①取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員

会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。

- ②監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員会室を設置し、2023年3月31日時点において専任の使用人を2名、兼任の使用人を1名配置しています。また、規程類の定めに従い、次のとおりこれらの使用人の執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の使用人に対する指示の実効性を確保しています。

- ①取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとしています。
- ②監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動等は監査委員会の同意を得たうえで決定するものとしています。また、賃金および人事評価等は、常勤監査委員による評価内容を監査委員会で確認および同意のうえ、決定しています。

2. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

[体制]

- (1) 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直接または担当機能を通じ直ちに監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等は速やかに監査委員会に報告します。
- (2) コンプライアンス機能の責任者は、オリンパスグループにおけるコンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して定期的に報告します。また、内部通報制度に基づく通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。
- (3) 内部監査機能は、オリンパスグループにおける内部監査の状況を監査委員会に対して定期的に報告します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社は、当社および子会社の取締役、執行役、執行役員および使用人が法令等に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときには、その事実について監査委員会に報告することとしています。また、監査委員会から報告を求められたときは、速やかに監査委員会に報告することとしています。
- (2) コンプライアンス機能の責任者は、定期的および必要な都度、コンプライアンスに関する状況および内部通報状況ならびに調査結果を監査委員会に報告しています。
- (3) 内部監査機能の責任者は、定期的および必要な都度、内部監査の計画および監査状況を監査委員会に報告しています。

3. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

[体制]

当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員および監査委員会の職務を支える体制に係る規程において、監査委員会に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、これを遵守しています。

4. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

[体制]

当社は、規程類に基づき、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに支出します。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員の求めに応じて、必要な費用を適宜精算しています。

5. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[体制]

- (1) 当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2) 当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
- (3) 当社は、監査委員会が監査委員を重要な会議に出席させ、意見を述べる機会を確保します。
- (4) 監査委員会は、内部監査機能から監査結果等について報告を受けるとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使するなど、内部監査機能と緊密な連携を図ります。
- (5) 当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社は、取締役、執行役、執行役員および使用人が監査委員会によるヒアリングや往査に応じることで、監査委員会の監査の実効性を確保しています。
- (2) 監査委員会は、取締役、執行役、執行役員および会計監査人と、定期的および必要な都度、意見交換を行っています。
- (3) 当社は、監査委員がグループ経営執行会議等の重要な会議に出席する機会を確保しています。
- (4) 内部監査機能は、定期的および必要な都度、監査委員会に報告を行っています。また、必要に応じて、監査

委員会が内部監査機能に指揮命令することができることとしています。

- (5) 当社は、関係会社監査役連絡会を開催するとともに、監査委員会の求めに応じて子会社の監査役との意見交換を実施しています。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

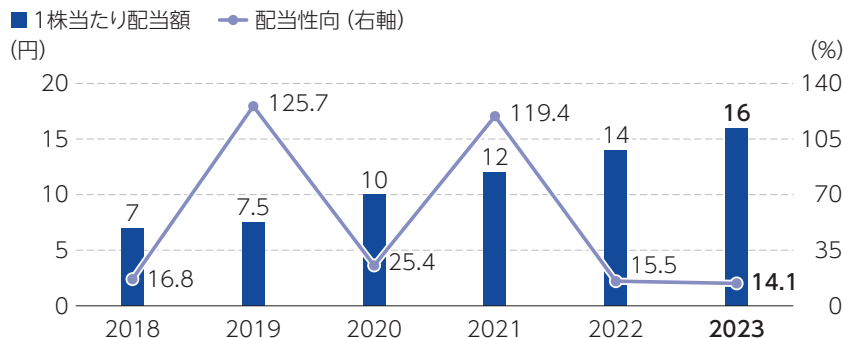
しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持続的な成長を実現させるため、手元資金を成長ドライバーへの投資に優先的に配分していく方針であり、収益性の高い既存事業への投資や成長機会への戦略的な投資を実施していきます。配当については、安定的かつ継続的に増配する方針で、当社株式の取得については、投資機会と資金状況に応じて機動的に実施する方針です。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2023年5月12日開催の取締役会決議により、前期より2円増配の1株当たり16円としました。効力発生日および支払開始日は、2023年6月6日です。

(ご参考)



(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しています。
上記1株当たり配当額は株式分割実施後の基準に換算し記載しています。

2023年3月期 計算書類

〔 2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで 〕

- ・連結財政状態計算書
- ・連結損益計算書
- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表
- ・連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

オリンパス株式会社

東京都八王子市石川町2951番地

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	2023年3月期 2023年3月31日現在	科目	2023年3月期 2023年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	726,357	流動負債	461,892
現金及び現金同等物	169,329	営業債務及びその他の債務	62,919
営業債権及びその他の債権	174,672	社債及び借入金	49,970
その他の金融資産	11,360	その他の金融負債	23,235
棚卸資産	162,994	未払法人所得税	99,567
未収法人所得税	15,960	引当金	19,111
その他の流動資産	22,421	その他の流動負債	163,837
小計	556,736	小計	418,639
売却目的で保有する資産	169,621	売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	43,253
非流動資産	781,951	非流動負債	405,182
有形固定資産	238,731	社債及び借入金	290,087
のれん	182,505	その他の金融負債	61,668
無形資産	115,183	退職給付に係る負債	20,416
退職給付に係る資産	27,028	引当金	2,912
持分法で会計処理されている投資	1,010	繰延税金負債	11,905
営業債権及びその他の債権	36,980	その他の非流動負債	18,194
その他の金融資産	21,476	負債合計	867,074
繰延税金資産	156,543	資本の部	
その他の非流動資産	2,495	親会社の所有者に帰属する持分	640,085
資産合計	1,508,308	資本金	124,643
		資本剰余金	92,150
		自己株式	△28,086
		その他の資本の構成要素	77,280
		売却目的で保有する処分グル ープに関連するその他の資本 の構成要素	3,034
		利益剰余金	371,064
		非支配持分	1,149
		資本合計	641,234
		負債及び資本合計	1,508,308

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2023年3月期 2022年4月 1 日から 2023年3月31日まで
継続事業	
売上高	881,923
売上原価	285,074
売上総利益	596,849
販売費及び一般管理費	420,547
持分法による投資損益	491
その他の収益	23,706
その他の費用	13,890
営業利益	186,609
金融収益	3,860
金融費用	8,175
税引前利益	182,294
法人所得税費用	44,304
継続事業からの当期利益	137,990
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	5,623
当期利益	143,613
当期利益の帰属	
親会社の所有者	143,432
非支配持分	181
当期利益	143,613

連結持分変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位：百万円)

項目	親会社の所有者に帰属する持分							非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	売却目的で 保有する処 分グループ に関連する その他の資本 の構成要素	利益剰余金	合計		
2022年4月1日 残高	124,643	91,239	△45,589	34,818	－	305,057	510,168	1,194	511,362
当期利益						143,432	143,432	181	143,613
その他の包括利益				53,049			53,049		53,049
当期包括利益	－	－	－	53,049	－	143,432	196,481	181	196,662
自己株式の取得			△50,003				△50,003		△50,003
自己株式の処分		△254	254				0		0
自己株式の消却		△67,087	67,087				－		－
剰余金の配当						△17,822	△17,822	△226	△18,048
利益剰余金から資本剰余金への振替額		67,156				△67,156	－		－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替額				△7,553		7,553	－		－
株式報酬取引		1,096	165				1,261		1,261
売却目的で保有する処分グループに関連するその他の資本の構成要素への振替				△3,034	3,034		－		－
所有者との取引額等合計	－	911	17,503	△10,587	3,034	△77,425	△66,564	△226	△66,790
2023年3月31日 残高	124,643	92,150	△28,086	77,280	3,034	371,064	640,085	1,149	641,234

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況
連結子会社の数 105社

主要な連結子会社の名称 Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited
Olympus (China) Co., Ltd.

連結範囲の変更
(新規) 3社
Odin Medical Ltd.は、当連結会計年度に株式取得したことに伴い、連結子会社を含めています。
Olympus (Suzhou) Medical Device Co., Ltd.他1社は、当連結会計年度に新規設立したことに伴い、連結子会社を含めています。

(除外) 4社
オリンパスロジテックス株式会社他1社は、当連結会計年度に当社及び他の連結子会社と合併したことに伴い、連結子会社から除外しています。
株式会社AVS他1社は、当連結会計年度に清算したことにより、連結子会社から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況
持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称 ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)

4. 表示方法の変更

当連結会計年度において、当社は、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66との間に科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結しました。

これに伴い、当連結会計年度より、科学事業を非継続事業に分類しています。

なお、非継続事業に分類した科学事業に係る損益は、連結損益計算書において継続事業からの当期利益の後に、法人所得税費用控除後の金額で区分表示しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

②分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

③金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12か月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。なお、営業債権、契約資産及びリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

④認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

(2) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定並びに文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しています。また、有効でない部分は純損益として認識しています。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えています。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までにはその他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しています。

なお、当社グループは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っていません。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。取得原価には、購入原価および加工費、ならびに棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストが含まれ、主として加重平均法に基づいて算定されています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです（使用権資産を除く）。

- ・建物および構築物：2～50年
- ・機械装置および運搬具：2～10年
- ・工具、器具および備品：2～15年

見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、每期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損損失が発生した場合には、純損益として認識しています。

(6) 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれています。企業結合において取得した無形資産は取得日現在の公正価値で測定しています。また、自己創設無形資産には資産化の要件を満たす開発費用を認識し、要件を満たさない場合には発生時に費用として認識しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・開発資産：4～8年
- ・ソフトウェア：3～5年
- ・その他：3～15年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、每期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

(7) リース

①借手リース

借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しています。

リース負債は、リース開始日において支払われていないリース料総額の現在価値で測定しています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料並びに原状回復コスト等を調整した額を当初測定額としています。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。

リース期間は、解約不能期間を基準として、合理的に確実なオプション期間を見積もり加減しています。また、支払リース料総額をリース負債元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には当該契約がリース又はリースを含むと契約開始時に判断しています。

また、短期リース及び原資産の価値が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債の認識を行わず、支払リース料を費用として認識しています。なお、使用権資産およびリース負債は連結財政状態計算書上、それぞれ「有形固定資産」「その他の金融負債」に含めて表示しています。

②貸手リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書上で認識し、受取リース料をリース期間にわたって定額法により収益に認識しています。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産および売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産に対し、各資産の帳簿価額に基づき比例按分しています。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、減損損失を認識しなかった場合に戻入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れをしていません。

(9) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループに分類しています。

売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、非流動資産は減価償却又は償却を行わず、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループを、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い金額で測定しています。

当社グループは、経営上の意思決定を行う単位としての事業について、既に売却された場合、あるいは売却目的保有として分類すべき要件を満たした場合に、当該事業を非継続事業として分類することとしています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

(11) 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しています。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

確定給付制度債務の現在価値への割引に使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の利回りを参照して決定しています。

確定給付制度に係る資産または負債は、制度ごとの確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額として算定しています。

確定給付型年金制度から生じる再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に応じて費用として認識しています。

②短期従業員給付

短期従業員給付は割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③その他の長期従業員給付

当社グループは、年金制度以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しています。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度および当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割引いた額を負債として認識しています。

(12) 収益

当社グループは、内視鏡、治療機器、およびその他製品の製造販売を主な事業としています。

内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡などの医療機器の販売並びにリース及び修理などの医療サービスを行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、製品、および保守サービス等の複数の要素から構成される取引については、販売する製品および提供するサービス等が単独で独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しています。

医療機器に関する保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

医療機器に関する貸手のリース取引については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (7) リース」に従って会計処理しています。なお、リース契約に関するリース料は、個々の契約に定められた支払い条件に基づき受領しています。

治療機器事業

治療機器事業においては、消化器科処置具、泌尿器科製品、呼吸器科製品、エネルギーデバイス並びに耳鼻咽喉科製品及び婦人科製品などの医療機器の販売を行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

その他の事業

その他の事業においては、生体材料および整形外科用器具などの販売を行っているほか、新規事業に関する研究開発や探索活動が含まれています。

6. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

・棚卸資産の評価（注記「5. 会計方針に関する事項 (3) 棚卸資産」）

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は、162,994百万円です。

・非金融資産の減損（注記「5. 会計方針に関する事項 (8) 非金融資産の減損」）

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、注記「5. 会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの減損テストにおいて回収可能価額は、使用価値に基づき算定しています。

使用価値は、主として経営者が承認した事業計画、及び事業計画の期間経過後は成長率を基礎とした継続価値によるキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて計算しています。

事業計画は5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映し、外部情報及び内部情報との整合のうえ作成し、当該事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積っています。

使用価値の見積りにおける主要な仮定は、事業計画における成長率、営業利益率、計画期間経過後の成長率及び割引率です。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ238,731百万円、182,505百万円、115,183百万円です。

・引当金の測定（注記「5. 会計方針に関する事項 (10) 引当金」）

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の期末日における最善の見積りに基づいて測定しています。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しています。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した引当金の金額は、22,023百万円です。

・偶発債務注記（連結財政状態計算書に関する注記3）

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には、開示しています。

・確定給付制度債務の測定（注記「5. 会計方針に関する事項 (11) 従業員給付」）

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債又は資産として認識しています。確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等を見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の金額は、それぞれ27,028百万円、20,416百万円です。

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、成長率や営業利益率等の仮定を含む事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、それぞれ156,543百万円、11,905百万円です。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 流動資産	4,394百万円
(2) 非流動資産	8,003百万円

貸倒引当金のうち5,634百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして非流動資産の「営業債権及びその他の債権」に計上された長期末収入金5,634百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 404,233百万円

3. 偶発債務

保証債務 (相手先)	(内 容)	(金 額)
従業員	住宅資金借入金等	0百万円
計		0百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 1,266,178,700株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年5月11日 取締役会	普通株式	17,822	14	2022年3月31日	2022年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年5月12日開催の取締役会において、配当に関する事項を次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	20,057	利益剰余金	16	2023年3月31日	2023年6月6日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 302,800株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
- 当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。
- 営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従い、主な外部取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、リスク低減を図っています。
- 保有株式に係る市場価格リスクは、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すことにより、リスク低減を図っています。
- 外貨建の金融資産及び金融負債に係る為替変動リスクは、主に先物為替予約及び通貨スワップの利用により、リスク低減を図っています。また、一部の長期借入金に係る金利変動リスクは、金利スワップ取引を実施して利息の支払額を固定化することにより、リスク低減を図っています。
2. 金融商品の公正価値等に関する事項
- 公正価値の測定レベルは、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて以下の3つに区分しています。
- レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）市場価格により測定された公正価値
- レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算定された公正価値
- レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値
- 金融商品のレベル間の振替は、各期末日に発生したものとして認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた重要な金融商品はありません。

(1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は以下のとおりです。

上場株式はレベル1に区分し、各期末の市場価格によって測定しています。

非上場株式等はレベル2又はレベル3に区分し、類似公開会社比較法等の評価技法を用いて測定しています。

デリバティブ資産・負債はレベル2に区分し、通貨デリバティブは先物為替相場、金利デリバティブは市場金利や信用リスク、満期までの期間等の観察可能なデータに基づいて、それぞれ測定しています。

企業結合等により生じた条件付対価の公正価値は、レベル3に区分し、将来の支払い可能性を見積り測定しています。

公正価値で測定される主な金融商品の2023年3月31日（当連結会計年度末）における公正価値の測定レベル別の内訳は以下のとおりです。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	－	6,860	－	6,860
株式等	－	－	937	937
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式等	470	－	6,431	6,901
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	1,216	－	1,216
条件付対価	－	－	8,226	8,226

レベル3に区分された金融資産の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	3,895
利得及び損失 (注)	
純損益	△66
その他の包括利益	27
購入	3,705
持分法で会計処理されている投資への振替	△203
その他	10
期末残高	7,368

(注) 純損益に認識した利得又は損失は、主に連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しています。

純損益に認識した利得又は損失合計の内、当連結会計年度末において保有する金融商品に係るものは、当連結会計年度において△65百万円です。

レベル3に区分された金融負債の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	6,100
企業結合等	4,095
決済	△715
公正価値の変動	△1,758
その他	504
期末残高	8,226

(2) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりです。なお、これらの金融商品は主としてレベル2に区分しています。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

リース債権は、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

(社債及び借入金)

固定金利による社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の社債の発行や新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて測定しています。

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

なお、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。

	連結財政状態計算書 計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
金融資産			
リース債権	65,003	64,982	△21
金融負債			
社債	146,118	141,280	△4,838
借入金	134,021	134,287	266

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、従来「内視鏡事業」「治療機器事業」「科学事業」及び「その他事業」の4区分を基本にして組織が構成されていましたが、当連結会計期間より「内視鏡事業」「治療機器事業」及び「その他事業」の3区分を基本にして組織を構成することに変更しています。この変更は、当社が、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66との間に、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結したことに伴い、科学事業を非継続事業に分類したことによるものです。非継続事業の詳細については、5. 非継続事業 に記載しています。

「内視鏡事業」「治療機器事業」及び「その他事業」の3区分は、事業毎に分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に報告を行う単位となっていることから、これらの事業で計上する収益を売上高として表示しています。また、売上高は顧客の所在地に基づき地域別に分解しています。これらの分解した売上高と各報告セグメントの売上高との関連は以下のとおりです。

	(単位：百万円)			
	内視鏡	治療機器	その他	計
日本	70,472	46,170	5,874	122,516
北米	198,134	123,874	159	322,167
欧州	134,307	82,411	5,446	222,164
中国	82,906	34,147	41	117,094
アジア・オセアニア	51,891	25,543	373	77,807
その他	14,113	6,062	0	20,175
合計	551,823	318,207	11,893	881,923
顧客との契約から認識した収益	483,667	307,679	11,893	803,239
その他の源泉から認識した収益	68,156	10,528	—	78,684

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース収益等が含まれています。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	2022年4月1日	2023年3月31日
顧客との契約から生じた債権	145,912	137,177
契約資産	728	1,239
契約負債	53,650	55,533

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、営業債権及びその他の債権に含まれており、契約負債は、その他の流動負債及びその他の非流動負債に含まれています。

当連結会計年度に認識された継続事業の収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、50,919百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務の充足時期ごとの収益は、以下のとおりです。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は、実務上の便法の規定を適用し当該開示には含みません。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	18,068
1年超	12,074
合計	30,142

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	510.62円
2. 基本的1株当たり当期利益	
継続事業	108.78円
非継続事業	4.44円
基本的1株当たり当期利益	113.22円

重要な後発事象に関する注記
(科学事業の譲渡)

当社は、2022年8月29日付で、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66と、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結し、2023年4月3日付で譲渡を完了しています。

(1) 譲渡の理由
当社は、真のグローバルなメディカル・テクノロジーカンパニーとして、持続的な成長を実現させるための経営戦略（以下「本経営戦略」）を2019年11月6日付で公表しました。本経営戦略に基づき、内視鏡事業及び治療機器事業を中心とした医療分野に積極的に経営資源を投入し、持続的な成長を実現するための経営基盤の強化に努めています。このような状況において、当社は、医療分野とは事業特性が異なる科学事業を株式会社エビデント（以下、エビデント）に承継させ、それぞれの特性に合った経営体制を確立することで、当社グループ全体の企業価値向上に注力するとともに、エビデントの株式譲渡等を含むあらゆる選択肢の検討作業を進めてまいりました。その検討の結果、本経営戦略に基づき、エビデントの全株式をベインキャピタルに譲渡することが、当社グループの企業価値向上及び科学事業の自律的かつ持続的な成長の実現に最適であるとの結論に至りました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称
株式会社BCJ-66

(3) 株式譲渡の時期
2023年4月3日

(4) 異動する連結子会社の名称、事業内容及び取引内容

名称	株式会社エビデント
事業内容	生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器、X線分析計等の開発、製造、販売及びソリューションの提供等に関する事業
当社との取引内容	資金の援助

(5) 譲渡する株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

- ①譲渡前の所有株式数 100株 (持分比率：100%)
- ②譲渡株式数 100株
- ③譲渡後の所有株式数 -株 (持分比率：-%)
- ④譲渡価額 契約金額427,674百万円に、契約上の価格調整を行い確定します。
科学事業の譲渡益及び関連する法人税等費用は、現在精査中ですがそれぞれ347,900百万円、125,500百万円を見込んでいます。

(子会社株式の譲渡)

当社は、当社の連結子会社であり、治療器事業製品の製造を事業とするGyrus Medical Limitedの全株式をATL TECHNOLOGY UK HOLDINGS LIMITEDへ譲渡する契約を2023年4月21日付で締結しました。

当株式譲渡契約に基づく株式の譲渡は、同日完了し当社はGyrus Medical Limitedに対する支配を喪失しました。本株式譲渡の対価は、現金25百万英ポンド及び条件付対価4百万英ポンドですが、譲渡損益は算定中であり現時点で確定していません。

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

- (1) 自己株式の取得及び消却を行う理由
株主還元の強化および資本効率の向上を図るため
- (2) 取得に係る事項の内容
 - 1. 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - 2. 取得しうる株式の総数 55,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.39%）
 - 3. 株式の取得価額の総額 100,000百万円（上限）
 - 4. 取得期間 2023年5月15日～2024年1月31日
 - 5. 取得方法 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付
- (3) 消却に係る事項の内容
 - 1. 消却対象株式の種類 当社普通株式
 - 2. 消却する株式の総数 上記（2）により取得した自己株式の全株式数
 - 3. 消却予定日 2024年2月29日

その他の注記

1. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益のうち、主なものは以下のとおりです。

(固定資産売却益)

当社における幡ヶ谷の土地の売却益16,395百万円を「その他の収益」に計上しています。

(買収対価の一部である条件付対価の公正価値変動額)

Medi-Tate Ltd.の買収対価の一部である条件付対価の公正価値の変動により、取得時の買収対価が修正され、1,381百万円を「その他の収益」に計上しています。

(2) その他の費用

その他の費用のうち、主なものは以下のとおりです。

(事業構造改革費用)

当社における企業変革プラン「Transform Olympus」を推進するための関連費用として、2,361百万円を「その他の費用」に計上しています。

(品質関連費用)

当社はグローバルな品質保証機能を強化し、クオリティ・コンプライアンスを確立するための関連費用として、1,937百万円を「その他の費用」に計上しています。

2. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の 評価を行うために、定期的に報告を行う単位となっているものです。

当社グループは、従来「内視鏡事業」「治療機器事業」「科学事業」及び「その他事業」の4区分を報告セグメントとしていましたが、当連結会計期間より「内視鏡事業」「治療機器事業」及び「その他事業」の3区分を報告セグメントとすることに変更しています。この変更は、当社が、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66との間に、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結したことに伴い、科学事業を非継続事業に分類したことによるものです。非継続事業の詳細については、その他の注記「5. 非継続事業」に記載しています。

なお、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスは以下のとおりです。

報告セグメント	主要な製品及びサービス
内視鏡事業	消化器内視鏡、外科内視鏡、医療サービス
治療機器事業	消化器科処置具、泌尿器科製品、呼吸器科製品、エネルギー・デバイス、耳鼻咽喉科製品、婦人科製品
その他事業	生体材料、整形外科用器具

(2) 報告セグメントの収益、業績及びその他の項目

報告セグメントによる収益、業績及びその他の項目は、以下のとおりです。なお、報告セグメントの会計処理の方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項」における記載と同一です。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注 2, 3 4, 5)	連結計算書類 計上額
	内視鏡	治療機器	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	551,823	318,207	11,893	881,923	—	881,923
セグメント間の売上高 (注 1)	—	—	252	252	△252	—
計	551,823	318,207	12,145	882,175	△252	881,923
営業利益又は損失	152,769	63,692	△914	215,547	△28,938	186,609
金融収益						3,860
金融費用						8,175
税引前利益						182,294
その他の項目						
持分法による投資損益	505	△14	—	491	—	491
減価償却費及び償却費	37,495	19,159	1,059	57,713	5,879	63,592
減損損失	1,342	883	3	2,228	265	2,493
セグメント資産	555,546	452,969	20,638	1,029,153	479,155	1,508,308
持分法で会計処理され ている投資	664	346	—	1,010	—	1,010
資本的支出	43,001	15,854	1,428	60,283	11,740	72,023

(注 1) セグメント間の売上高は、市場実勢価格に基づいています。

(注 2) 営業利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去並びに報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費等からなる全社費用です。

(注 3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産および非継続事業の資産です。

(注 4) 減価償却費及び償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる減価償却費及び償却費です。

(注 5) 資本的支出の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる固定資産の増加額です。

3. 売却目的で保有する資産及び直接関連する負債

売却目的で保有する資産及び直接関連する負債の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産	
現金及び現金同等物	36,183
営業債権及びその他の債権	34,712
棚卸資産	35,931
土地	1,371
建物及び構築物	5,798
機械装置及び運搬具	2,577
工具、器具及び備品	3,246
建設仮勘定	220
使用権資産	8,168
その他の有形固定資産	4,910
無形資産	15,808
のれん	2,790
繰延税金資産	1,872
その他の金融資産	3,792
その他の流動資産	9,804
その他の非流動資産	2,439
合計	169,621

当連結会計年度 (2023年3月31日)	
負債	
営業債務及びその他の債務	9,109
未払費用	10,685
引当金	627
繰延税金負債	4,225
その他の金融負債	9,187
その他の流動負債	7,309
その他の非流動負債	2,111
合計	43,253

当連結会計年度末に売却目的保有に分類した資産及び直接関連する負債は、以下の通りです。

(科学事業の譲渡)

当社は、2022年8月29日付で、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66と、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結しました。これにより、当連結会計年度より、当社グループの科学事業に関する資産および負債を売却目的保有に分類される処分グループに分類しています。なお譲渡については、2023年4月3日に完了しています。詳細については、(後発事象)に記載しています。

(コラーゲン事業及び歯科用商品販売事業の譲渡)

当社の連結子会社であるオリンパステルモバイオマテリアル株式会社は、2023年3月28日付で株式会社ジーシーと、当社グループのその他事業に含まれるコラーゲン製品の開発・製造・販売事業及び歯科用商品販売事業の譲渡に関する会社分割契約を締結しました。これにより、当連結会計年度より、オリンパステルモバイオマテリアル株式会社の保有するコラーゲン事業及び歯科用商品販売事業に関する資産および負債を売却目的保有に分類される処分グループに分類しています。なお譲渡の完了は、2023年7月を予定しています。

4. 企業結合

(Odin Medical Ltd.の取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Odin Medical Ltd. (以下、「Odin社」)

事業の内容 内視鏡用のクラウドAI対応アプリケーションの開発

② 企業結合を行った主な理由

Odin社は、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(UCL)のWellcome / EPSRC Centre for Interventional and Surgical Sciences (WEISS)に在籍する、著名な臨床医と人工知能の専門家たちによって、内視鏡用の次世代クラウドAI対応アプリケーションを開発するために設立されました。当社は、リアルタイムに収集・分析された手技や臨床データを活用したOdin社のソリューションを取り込むことで、医療従事者の管理作業上の負担を軽減したり、臨床の現場での意思決定を支援したりするだけでなく、医療従事者がより良い医療ケアを患者様に提供するための支援をすることを目指しています。

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 取得日

2022年12月19日

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として199百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)	
	金額
支払対価の公正価値	
現金	3,982
条件付対価	4,095
合計	8,077
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	148
その他の流動資産	1
有形固定資産	3
無形資産	2,434
営業債務及びその他の債務	△28
その他の流動負債	△99
繰延税金負債	△606
その他の非流動負債	△74
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	1,779
のれん	6,298
合計	8,077

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引受けた負債に配分しています。なお、これらの配分は完了していないため、上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であり、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合は、取得日から1年間は上記金額を修正することがあります。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、Odin社の開発に伴う認可の取得に応じて支払われるマイルストーンであり、当該開発に伴う認可を取得できる可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。なお、支払額の上限は33,000千英ポンドです。

条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3です。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に計上するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」または「その他の費用」に計上しています。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

(Medi-Tate Ltd.の条件付対価)

前連結会計年度に行ったMedi-Tate Ltd.の取得に伴い認識していた条件付対価については、開発活動において進めてきた認可の取得が当初の予定に対して遅れていることから、当連結会計年度において公正価値を期首残高である2,699百万円から2,037百万円に引き下げています。その差額である662百万円のうち、貨幣の時間的価値の変動による影響額460百万円（注1）を連結損益計算書上の「金融費用」に、公正価値自体の見直しによる影響額1,381百万円（注2）を連結損益計算書上の「その他の収益」に、為替変動による影響額259百万円を連結包括利益計算書上の「在外営業活動体の換算差額」にそれぞれ計上しています。

（注1） 条件付対価の価額については、支払日から当該決算期までの期間で割引計算により算出した現在価値で表示しています。そのため、基本的には支払日に近づくに従って金額が増加し、「金融費用」が発生します。

（注2） 当初の予定に対して遅れが生じていることでマイルストーン条件の達成が困難になったため、その価額自体を見直したことによる影響になります。

5. 非継続事業

(1) 非継続事業の概要

当社は、2022年8月29日付で、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66と、当社の科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結しました。これに伴い、当連結会計年度より、科学事業に関わる損益を非継続事業に分類しています。なお、譲渡については、2023年4月3日に実行されています。

(2) 非継続事業の損益

非継続事業の損益は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	135,421
売上原価	60,045
売上総利益	75,376
販売費及び一般管理費	57,361
持分法による投資損益	-
その他の収益	215
その他の費用(注)	11,195
営業利益	7,035
金融収益	551
金融費用	173
税引前利益	7,413
法人所得税費用	1,790
非継続事業からの当期利益	5,623

(注) その他の費用には、科学事業の分社化及びその経営体制の強化に係る費用が11,073百万円含まれています。

(3) 非継続事業のキャッシュ・フロー

非継続事業のキャッシュ・フローは、以下の通りです。

(単位：百万円)

非継続事業のキャッシュ・フロー	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△13,151
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△11,725
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△2,891

6. 自己株式の取得及び消却

(自己株式の消却)

当社は、2022年5月11日開催の取締役会決議に基づき、2022年6月8日付で自己株式の消却を行いました。この消却により自己株式は、当連結会計年度において13,402,333株減少しました。

当該消却の影響として、自己株式が23,271百万円減少し（資本におけるマイナス表示額の縮小）、資本剰余金についても23,271百万円減少しています。

なお、上記消却の金額は資本剰余金の中のその他資本剰余金から減額していますが、その他資本剰余金を上回る金額については利益剰余金より減額しています。

当社は、2022年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2023年3月28日付で自己株式の消却を行いました。この消却により自己株式は、当連結会計年度において19,713,300株減少しました。

当該消却の影響として、自己株式が43,817百万円減少し（資本におけるマイナス表示額の縮小）、資本剰余金についても43,817百万円減少しています。

なお、上記消却の金額は資本剰余金の中のその他資本剰余金から減額していますが、その他資本剰余金を上回る金額については利益剰余金より減額しています。

(自己株式の処分)

当社は、2022年7月22日付及び2022年12月9日付で事後交付型譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分を行いました。この処分により自己株式は、当連結会計年度において93,780株減少しました。

当該処分の影響として、自己株式が165百万円減少しています。

(自己株式の取得)

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり実施しました。

(1) 2022年11月11日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 取得し得る株式の総数 | 21,000,000株 (上限) |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 50,000百万円 (上限) |
| 4. 取得期間 | 2022年11月14日～2023年2月28日 |
| 5. 取得方法 | 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付 |

(2) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1. 取得した株式の総数 | 19,713,300株 |
| 2. 株式の取得価額の総額 | 50,000百万円 |
| 3. 取得期間 | 2022年11月14日～2023年1月16日(約定ベース) |

7. OMデジタルソリューションズ株式会社株式の譲渡

(1) 取引の概要

当社は、2021年1月1日付で、日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社へ、当社の映像事業を譲渡しました。事業の譲渡にあたっては、当社の子会社として新たにOMデジタルソリューションズ株式会社を設立し、当社の映像事業を吸収分割の方法によりOMデジタルソリューションズ株式会社へ承継させたうえで、当社の保有するOMデジタルソリューションズ株式会社の株式総数の95%（発行済株式総数の95%）をOJホールディングス株式会社へ譲渡する方法で行いました。

当社は、2023年3月20日付で、当社の保有するOMデジタルソリューションズ株式会社の株式総数の5%（発行済株式総数の5%）をOJホールディングス株式会社へ譲渡しました。

(2) 株式譲渡前後の所有割合の状況

①譲渡前の議決権所有割合 5%

②譲渡後の議決権所有割合 - %

（注）本株式譲渡により、当社はOMデジタルソリューションズ株式会社との間の資本関係を解消しました。

(3) 業績に与える影響

本株式譲渡が当社の連結計算書類に与える影響は、軽微であります。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

(単位：百万円)

科目	2023年3月期 2022年4月 1 日から 2023年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	182,294
非継続事業からの税引前利益	7,413
減価償却費及び償却費	66,741
減損損失	2,498
受取利息及び受取配当金	△3,971
支払利息	6,037
固定資産売却損益（△は益）	△15,757
持分法による投資損益（△は益）	△491
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△27,013
棚卸資産の増減額（△は増加）	△26,852
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	8,770
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△14,099
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	952
引当金の増減額（△は減少）	△3,555
その他	14,507
小計	197,474
利息の受取額	3,933
配当金の受取額	38
利息の支払額	△5,388
法人所得税の支払額	△97,567
営業活動によるキャッシュ・フロー	98,490

科目	2023年3月期 2022年4月 1 日から 2023年3月31日まで
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△2,136
有形固定資産の取得による支出	△47,570
有形固定資産の売却による収入	20,460
無形資産の取得による支出	△23,053
投資有価証券の取得による支出	△3,705
投資の売却及び償還による収入	933
子会社の取得による支出	△3,859
その他	516
投資活動によるキャッシュ・フロー	△58,414
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少）	△67
リース負債の返済による支出	△20,914
長期借入金の返済による支出	△13,547
配当金の支払額	△17,822
非支配持分への配当金の支払額	△226
社債の償還による支出	△40,000
自己株式の取得による支出	△50,003
その他	△599
財務活動によるキャッシュ・フロー	△143,178
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,042
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△97,060
現金及び現金同等物の期首残高	302,572
現金及び現金同等物の期末残高	205,512

計算書類

貸借対照表

科目	2023年3月期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	284,731
現金及び預金	4
受取手形	2
売掛金	59,690
製品	39,527
仕掛品	1,080
原材料及び貯蔵品	46,882
短期貸付金	72,521
未収入金	56,143
その他	10,805
貸倒引当金	△ 1,923
固定資産	688,871
有形固定資産	50,835
建物	23,871
構築物	507
機械及び装置	2,474
車両運搬具	4
工具、器具及び備品	6,114
土地	9,309
リース資産	371
建設仮勘定	8,185
無形固定資産	5,752
特許権	134
ソフトウェア	3,628
ソフトウェア仮勘定	1,982
施設利用権等	8
投資その他の資産	632,284
投資有価証券	1,470
関係会社株式	537,835
関係会社出資金	612
前払年金費用	14,976
長期未収入金	5,634
繰延税金資産	69,929
その他	8,725
貸倒引当金	△ 6,897
資産合計	973,602

(単位：百万円)

科目	2023年3月期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	259,799
買掛金	42,810
短期借入金	10,878
1年内償還予定の社債	10,000
1年内返済予定の長期借入金	40,000
リース債務	133
未払金	7,525
未払費用	27,333
未払法人税等	67,380
預り金	53,325
製品保証引当金	8
事業構造改革引当金	183
その他	224
固定負債	295,494
社債	136,765
長期借入金	155,000
リース債務	246
長期預り金	25
関係会社事業損失引当金	3,350
その他	108
負債合計	555,293
純資産の部	
株主資本	421,470
資本金	124,643
資本剰余金	91,063
資本準備金	91,063
利益剰余金	233,850
その他利益剰余金	233,850
圧縮記帳積立金	963
繰越利益剰余金	232,887
自己株式	△ 28,086
評価・換算差額等	△ 3,440
その他有価証券評価差額金	236
繰延ヘッジ損益	△ 3,676
新株予約権	279
純資産合計	418,309
負債純資産合計	973,602

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2023年3月期 2022年4月 1 日から 2023年3月31日まで
売上高	380,014
売上原価	229,138
売上総利益	150,876
販売費及び一般管理費	68,891
営業利益	81,985
営業外収益	85,127
(受取利息)	171
(受取配当金)	79,080
(その他)	5,876
営業外費用	14,813
(支払利息)	907
(社債利息)	665
(為替差損)	4,241
(シンジケートローン手数料)	6
(事業構造改革費用)	5,312
(品質関連費用)	598
(その他)	3,084
経常利益	152,299
特別利益	17,777
(固定資産売却益)	16,618
(投資有価証券売却益)	335
(関係会社清算益)	81
(抱合せ株式消滅差益)	742
(訴訟関連受取金)	1
特別損失	4,699
(減損損失)	477
(関係会社株式評価損)	426
(関係会社事業損失引当金繰入額)	3,350
(早期割増退職金等)	446
税引前当期純利益	165,377
法人税、住民税及び事業税	78,006
法人税等調整額	△ 42,967
当期純利益	130,338

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	
2022年4月1日残高	124,643	91,063	－	91,063	1,047	187,443	188,490
当期変動額							
剰余金の配当						△17,822	△17,822
当期純利益						130,338	130,338
自己株式の取得							
自己株式の処分			△69	△69			
自己株式の消却			△67,087	△67,087			
利益剰余金から資本 剰余金への振替			67,156	67,156		△67,156	△67,156
圧縮記帳積立金の取崩					△84	84	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	△84	45,444	45,360
2023年3月31日残高	124,643	91,063	－	91,063	963	232,887	233,850

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2022年4月1日残高	△45,589	358,607	529	△2,303	△1,774	396	357,229
当期変動額							
剰余金の配当		△17,822					△17,822
当期純利益		130,338					130,338
自己株式の取得	△50,003	△50,003					△50,003
自己株式の処分	419	350				△117	233
自己株式の消却	67,087	－					－
利益剰余金から資本 剰余金への振替		－					－
圧縮記帳積立金の取崩		－					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△293	△1,373	△1,666		△1,666
当期変動額合計	17,503	62,863	△293	△1,373	△1,666	△117	61,080
2023年3月31日残高	△28,086	421,470	236	△3,676	△3,440	279	418,309

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券
- ①満期保有目的の債券 ……………償却原価法
- ②子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ③その他有価証券
- 市場価格のない株式等以外のもの…………時価法
- （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
- (2) デリバティブ取引により生ずる……………時価法
- 債権および債務
- (3) 棚卸資産 ……………移動平均法による原価法
- （貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- ①車両運搬具、工具及び備品 ……………法人税法に基づく耐用年数によっています。
- ②その他の有形固定資産 ……………機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- 法人税法に基づく耐用年数によっています。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）によっています。
- (3) リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・ ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していま
- リース取引に係るリース資産 す。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額のうち当社負担見込額を計上しています。

(5) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、内視鏡事業、治療機器事業の製品販売を主な事業としています。

内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡などの医療機器の販売及び修理などの医療サービスを行っており、グループ会社を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。製品の修理については、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しています。これらによる収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

治療機器事業

治療機器事業においては、消化器科処置具、泌尿器科製品、呼吸器科製品、エネルギーデバイス並びに耳鼻咽喉科製品及び婦人科製品などの医療機器の販売を行っており、グループ会社を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ………支出時に全額費用として処理しています。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引
- ・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金、外貨建社債、外貨建社債利息、外貨建預金

③ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、ならびに金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	79,112百万円
2. 偶発債務	
保証債務	3,019百万円
上記には関係会社に対する保証予約等3,019百万円が含まれています。	
3. 関係会社に対する短期金銭債権	186,767百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	106,644百万円
5. 輸出為替手形割引高	15百万円
6. 貸倒引当金	
貸倒引当金のうち5,634百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金5,634百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しています。	

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	373,955百万円
仕入高	250,443百万円
その他の営業取引	29,579百万円
営業取引以外の取引による取引高	82,884百万円

会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

1. 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。

また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は87,489百万円です。

2. 固定資産の減損

当社は、有形固定資産および無形固定資産のうち事業年度末現在で減損している可能性を示す兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し減損損失を計上しています。

減損損失の認識および測定にあたり、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産および無形固定資産の金額はそれぞれ50,835百万円、5,752百万円であり、減損損失は477百万円計上しています。

3. 偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しています。

4. 確定給付制度債務の測定

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値及び数理差異等の未認識項目の純額を負債又は資産として認識しています。

確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。

これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当事業年度の計算書類に計上した前払年金費用の金額は14,976百万円です。

5. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。

課税所得が生じる可能性の判断においては、成長率や営業利益率等の仮定を含む事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産(純額)の金額は69,929百万円であり、繰延税金負債と相殺前の金額は75,157百万円です。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,266,178,700株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 12,641,218株

当事業年度における普通株式の自己株式は、単元未満株式の買取りにより1,132株増加、ストックオプションの行使により126,800株減少、業績連動型株式報酬の退任取締役および執行役員からの無償取得により1,387株増加、譲渡制限付株式報酬の株式処分により93,780株減少、自己株式の取得により19,713,300株増加、自己株式の消却により33,115,633株減少しています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産	3,167百万円
前払費用	3,611百万円
未払賞与	1,635百万円
有形固定資産	3,478百万円
無形固定資産	2,546百万円
投資有価証券	1,339百万円
関係会社株式	108,913百万円
貸倒引当金	2,701百万円
繰延ヘッジ損益	1,623百万円
その他	6,265百万円
繰延税金資産小計	135,278百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△60,121百万円
繰延税金資産合計	75,157百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△51百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△425百万円
前払年金費用	△4,585百万円
その他	△167百万円
繰延税金負債合計	△5,228百万円
繰延税金資産の純額	69,929百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社エビデント	所有 直接 100.0	資金の援助	増資の引受（注1）	47,999	－	－
				資金の貸付（注2）	52,000	短期貸付金	52,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）株式会社エビデントが行った増資の引き受けによるものです。

（注2）利息は市場金利を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

種 類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	竹内 康雄	所有 直接 0.0	当社取締役 代表執行役 社長 兼CEO	金銭報酬債権の現物出資（注1）	27	－	－

（注1）業績連動型株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

333円48銭
2. 1株当たり当期純利益

102円88銭

重要な後発事象に関する注記

(科学事業の譲渡)

当社は、2022年8月29日付で、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66と、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結し、2023年4月3日付で譲渡を完了しています。

(1) 譲渡の理由

当社は、真のグローバルなメディカル・テクノロジーカンパニーとして、持続的な成長を実現させるための経営戦略（以下「本経営戦略」）を2019年11月6日付で公表しました。本経営戦略に基づき、内視鏡事業及び治療機器事業を中心とした医療分野に積極的に経営資源を投入し、持続的な成長を実現するための経営基盤の強化に努めています。このような状況において、当社は、医療分野とは事業特性が異なる科学事業を株式会社エビデント（以下「エビデント」）に承継させ、それぞれの特性に合った経営体制を確立することで、当社グループ全体の企業価値向上に注力するとともに、エビデントの株式譲渡等を含むあらゆる選択肢の検討作業を進めてまいりました。その検討の結果、本経営戦略に基づき、エビデントの全株式をベインキャピタルに譲渡することが、当社グループの企業価値向上及び科学事業の自律的かつ持続的な成長の実現に最適であるとの結論に至りました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

株式会社BCJ-66

(3) 株式譲渡の時期

2023年4月3日

(4) 異動する連結子会社の名称、事業内容及び取引内容

名称：株式会社エビデント

事業内容：生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器、X線分析計等の開発、製造、販売及びソリューションの提供等に関する事業

当社との取引内容：資金の援助

(5) 譲渡する株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

①譲渡前の所有株式数：100株（持分比率：100%）

②譲渡株式数：100株

③譲渡後の所有株式数：-株（持分比率：-%）

④譲渡価額：契約金額427,674百万円に、契約上の価格調整を行い、確定いたします。
子会社株式譲渡による売却益は、現在精査中ですが246,188百万円を見込んでいます。

(子会社株式の譲渡)

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるティーメディクス株式会社（以下「ティーメディクス」）の全株式を、当社の連結子会社であるオリンパスマーケティング株式会社（以下、「オリンパスマーケティング」）へ譲渡することを決議し、2023年4月3日に譲渡が完了しました。

(1) 譲渡の理由

当社は、戦略目標達成に向けて、日本地域販売機能における基盤強化、さらなる収益力の改善、体質改革を行う必要があり、その一環として2021年10月に日本地域の医療事業の販売機能としてオリンパスマーケティングが発足しました。オリンパスマーケティングとともに日本地域の販売機能を担うティーメディクスとの間で、事業計画の策定や実績集計において会計上の連携（連結）が重要であり、オリンパスマーケティングおよびティーメディクスを俯瞰して適切な事業判断を迅速に行うにあたり、国内販売機能における2社の連結会計の精度の向上と数値の可視化を進める必要がありました。

加えて、販売機能として一貫性のあるガバナンスの確保や両社間のリソースの最適活用という点においても、両社の連携が重要であり、2022年6月に検討タスクフォースを設置し、両社の連携強化のためにはティーメディクスをオリンパスマーケティングの子会社にすることが最も適切との判断に至りました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

オリンパスマーケティング株式会社

(3) 株式譲渡の時期

2023年4月3日

(4) 異動する連結子会社の名称、事業内容及び取引内容

名称：ティーメディクス株式会社

事業内容：内視鏡事業製品の賃貸

当社との取引内容：当社製品の販売

(5) 譲渡する株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

①譲渡前の所有株式数：1,000株（持分比率：100%）

②譲渡株式数：1,000株

③譲渡後の所有株式数：-株（持分比率：-%）

④譲渡価額：1,529百万円

2024年3月期において、子会社株式譲渡による売却益1,403百万円を「特別利益」として計上予定です。

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元強化および資本効率の向上を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---|
| 1. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 取得しうる株式の総数 | 55,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.39%） |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 100,000百万円（上限） |
| 4. 取得期間 | 2023年5月15日～2024年1月31日 |
| 5. 取得方法 | 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付 |

(3) 消却に係る事項の内容

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1. 消却対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 消却する株式の総数 | 上記（2）により取得した自己株式の全株式数 |
| 3. 消却予定日 | 2024年2月29日 |

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

その他の注記

(事業構造改革費用)

当社における企業変革プラン「Transform Olympus」等を推進するための関連費用として、2,361百万円を「事業構造改革費用」に計上しています。

事業特性に合ったグローバルな事業一貫体制及び機動的かつ迅速な意思決定を可能にする経営体制を確立することを目的として実施する科学事業における分社化に係る費用として、2,951百万円を「事業構造改革費用」に計上しています。

(品質関連費用)

当社はグローバルな品質保証機能を強化し、クオリティ・コンプライアンスを確立するための関連費用として、598百万円を「品質関連費用」に計上しています。

(固定資産売却益)

当社における幡ヶ谷の土地の売却益16,395百万円を「固定資産売却益」に計上しています。

(関係会社事業損失引当金)

当事業年度において、当社の連結子会社である長野オリンパス株式会社が科学事業譲渡に伴う一連の処理の結果、債務超過となりました。当該債務超過に関する当社の損失負担見込額に対して、3,350百万円を「関係会社事業損失引当金」に計上しています。

企業結合関係
(科学事業の分社化)

当社は、2022年4月1日を効力発生日として、新たに設立した完全子会社である株式会社エビデント（以下「エビデント」）に対して、吸収分割（以下「本会社分割」）により当社の科学事業を承継させました。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 科学事業

事業の内容 生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器、X線分析計等の開発、製造、販売及びソリューションの提供等に関する事業

総資産 16,761百万円

負債 2,269百万円

純資産 14,492百万円

②会社分割の効力発生日

2022年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、エビデントを吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

株式会社エビデント

(2) 取引の目的を含む取引の内容

当社は、真のグローバルなメディカル・テクノロジーカンパニーとして、持続的な成長を実現させるための経営戦略（以下「本経営戦略」）を2019年11月6日付で公表しました。本経営戦略に基づき、内視鏡事業及び治療機器事業を中心とした医療分野に経営資源を投入し、持続的な成長を実現するための経営基盤の強化に努めています。このような状況において当社は、科学事業の持続的な成長と収益性向上に向けて、事業譲渡等を含むあらゆる選択肢を視野に入れた上で科学事業の分社化について慎重に分析・検討を重ねてきました。その結果、上記2事業を中心とする医療分野と科学事業で、それぞれの事業特性に合った経営体制を確立することが、それぞれの持続的な成長と収益性向上に向けた取り組みを加速させ、当社グループ全体の企業価値向上に資するとの判断に至り、科学事業の分社化を決定し、2022年4月1日付で新たに設立した完全子会社であるエビデントに当社の科学事業を承継させる本会社分割を完了いたしました。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしました。

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2022年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であるオリンパスロジテックス株式会社（以下「オリンパスロジテックス」）を吸収合併（以下「本合併」）しました。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の内容

事業の内容 オリンパスグループ製品の保管・出荷および物流企画

総資産 849百万円

負債 86百万円

純資産 763百万円

②合併の効力発生日

2022年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、オリンパスロジテックスを消滅会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）

④結合後企業の名称

オリンパス株式会社

(2) 取引の目的を含む取引の内容

当社は、業務改善と業績及び組織の健全性を向上するため、全社横断的な企業変革プラン「Transform Olympus」に取り組んでおり、その重点施策の1つである「End-to-End（E2E）サプライチェーントランスフォーメーション」において、部品の調達からお客様への納品まで全体を統合したE2Eサプライチェーンを構築し、顧客満足度及びビジネスの俊敏性の向上、コストの効率化、在庫の最適化を目指しています。そのEnd-to-Endサプライチェーントランスフォーメーションの一環として、オリンパスグループ製品の保管倉庫機能、国内外の販売店・お客様へのディストリビューション機能を担うオリンパスロジテックスを、グループ全体のサプライチェーン戦略立案機能を担う当社サプライチェーンマネジメント部門に統合することで、物流ソリューションの提案力強化やグローバルでの調達・製造・販売機能との連携強化を図ることを目的とし、本合併を行いました。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしました。なお、本合併により742百万円を「抱合せ株式消滅差益」に計上しています。

追加情報

(OMデジタルソリューションズ株式会社株式の譲渡)

(1) 取引の概要

当社は、2021年1月1日付で、日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社へ、当社の映像事業を譲渡しました。事業の譲渡にあたっては、当社の子会社として新たにOMデジタルソリューションズ株式会社を設立し、当社の映像事業を吸収分割の方法によりOMデジタルソリューションズ株式会社へ承継させたうえで、当社の保有するOMデジタルソリューションズ株式会社の株式総数の95%（発行済株式総数の95%）をOJホールディングス株式会社へ譲渡する方法で行いました。

当社は、2023年3月20日付で、当社の保有するOMデジタルソリューションズ株式会社の株式総数の5%（発行済株式総数の5%）をOJホールディングス株式会社へ譲渡しました。

(2) 株式譲渡前後の所有割合の状況

①譲渡前の議決権所有割合 5%

②譲渡後の議決権所有割合 -%

(注)本株式譲渡により、当社はOMデジタルソリューションズ株式会社との間の資本関係を解消しました。

(3) 業績に与える影響

本株式譲渡が当社の計算書類に与える影響は、軽微であります。

2023年3月期附属明細書

〔 2022年4月 1日から
2023年3月31日まで 〕

I. 事業報告にかかる附属明細書

会社役員その他の法人等の業務執行者との兼職状況の明細

II. 計算書類にかかる附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

オリンパス株式会社

東京都八王子市石川町2951番地

事業報告にかかる附属明細書

会社役員その他の法人等の業務執行者との兼職状況の明細（重要でないものを除く）

区分	氏 名	兼 職 す る 他 の 法 人 等 の 名 称	兼 職 の 内 容
取締役	藤田 純孝	一般社団法人日本CFO協会	理 事 長
	新貝 康司	株式会社新貝経営研究所	代 表 取 締 役
	観 恒平	観恒平公認会計士事務所	所 長
	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	GPS Med Tech Strategy Consulting	チーフエグゼクティブオフィサー

（注）取締役新貝康司氏は、2022年4月18日付で株式会社新貝経営研究所代表取締役に就任しました。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	27,124	1,956	2,403	2,806	23,871	49,086
	構築物	711	23	59	168	507	2,996
	機械及び装置	3,613	481	982	638	2,474	6,429
	車両運搬具	4	3	-	3	4	55
	工具、器具及び備品	7,204	2,229	1,983	1,336	6,114	20,239
	リース資産	338	200	23	144	371	307
	(小計)	38,994	4,892	5,450	5,095	33,341	79,112
	土地	14,272	812	5,775	-	9,309	
	建設仮勘定	224	8,148	187	-	8,185	
	計	53,490	13,852	11,412	5,095	50,835	
無形固定資産	特許権	298	-	-	164	134	
	ソフトウェア	4,426	1,044	30	1,812	3,628	
	ソフトウェア仮勘定	1,794	1,732	1,544 (477)	-	1,982	
	施設利用権等	6	2	0	0	8	
	計	6,524	2,778	1,574 (477)	1,976	5,752	

(注) 1. 当期減少額欄の()は内数で、当期の減損損失計上額です。

2. 当期増加額の主なものは、下記のとおりです。

八王子事業場再開発	(建設仮勘定)	5,262百万円
長野事業場再開発	(建設仮勘定)	2,848百万円
	(土地)	812百万円

3. 当期減少額の主なものは、下記のとおりです。

科学事業の子会社への承継	(建物)	1,608百万円
	(工具、器具及び備品)	1,582百万円
	(土地)	1,083百万円
	(機械及び装置)	839百万円
	(構築物)	53百万円
	(ソフトウェア)	15百万円
	(リース資産)	10百万円
	(建設仮勘定)	10百万円
幡ヶ谷土地売却	(土地)	4,683百万円

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	10,300	115	1,595	8,820
製 品 保 証 引 当 金	45	8	45	8
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	-	3,350	-	3,350
事 業 構 造 改 革 引 当 金	61	164	42	183

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額の主なものは、下記のとおりです。

ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社 1,585百万円

2. 関係会社事業損失引当金の当期増加額の主なものは、下記のとおりです。

長野オリンパス株式会社 3,350百万円

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
広 告 ・ 販 売 促 進 費	774	
運 搬 費	2,862	
役 員 報 酬	2,437	
給 与 手 当	15,596	
賞 与	7,841	
福 利 厚 生 費	3,794	
退 職 給 付 費 用	721	
交 際 費	19	
寄 附 金	269	
旅 費	588	
試 験 研 究 費	4,118	
租 税 公 課	4,996	
減 価 償 却 費	5,007	
修 繕 費	5,403	
賃 借 料	2,932	
業 務 委 託 費	27,129	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2	
控 除 額 等	△ 19,506	
そ の 他	3,909	
計	68,891	

監 査 報 告 書

監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式を含めて出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式を含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役、執行役及び使用人等並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況についてオンライン形式を含めて報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について確認いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

オリンパス株式会社 監査委員会

監査委員

梶田 恭正 

監査委員

市川 佐知子 

監査委員

薩見 恒平 

常勤監査委員

古閑 信之 

(注) 監査委員梶田恭正、市川佐知子及び観恒平は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小峯隆浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉田哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

今野光晴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年8月29日付で、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66と、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結し、2023年4月3日付で譲渡を完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小崎隆浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉田哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

今野光晴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年8月29日付で、ベインキャピタルが投資助言を行う投資ファンドが間接的に株式を保有する特別目的会社である株式会社BCJ-66と、科学事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結し、2023年4月3日付で譲渡を完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上



2023年9月15日

吸収合併に係る事前開示書類（追加）

東京都立川市曙町二丁目20番5号
オリンパスデジタルシステムデザイン株式会社
代表取締役 齊藤 光彦



当社は、2023年10月1日を効力発生日として、オリンパス株式会社（以下、「OT」）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、2023年8月17日付で、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める開示書面を備置していますが、今般、OTの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容に変更が生じたので、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条第1項第6号に従い、本書面を追加して当社本店に備置いたします。

変更後の内容

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(4) 連結子会社における一部製品の製造・販売終了

OTは、2023年9月6日開催の取締役会において、OTの連結子会社である Veran Medical Technologies, Inc. が開発・製造する電磁ナビゲーションシステムならびに関連製品の製造・販売について、2023年9月をもって終了することを決議しました。

以上

